

サステナビリティに 関する知見

2026年5月





目次

01 気候関連財務情報開示

オーストラリアでも本格始動：気候関連財務情報開示	3
オーストラリアにおけるグリーンウォッシュ規制の現状： ASICとACCCは引き続き注力	9

02 気候変動訴訟

Pabai対連邦政府事件：気候変動、政府の責任および企業への示唆	13
オーストラリアにおける気候変動訴訟：2025年の主要動向と2026年の展望	16

03 現代奴隷制

ゲームチェンジャー：オーストラリアの現代奴隷制との闘い	20
-----------------------------	----

04 伝統的所有者(先住民)と社会的 パフォーマンスの向上

2024-2025年度ネイティブ・タイトル年次総括 — 知っておくべきポイント	23
---	----

05 Nearing Net Zero ポッドキャスト

Game Changersシーズン3 ポッドキャスト	32
----------------------------	----

気候関連財務 情報開示

01

オーストラリアでも本格始動： 気候関連財務情報開示

知っておくべきポイント

オーストラリアでは、現在、気候関連財務情報の開示義務制度がオーストラリア会社法（Corporations Act 2001）（以下「会社法」といいます。）に組み込まれています。総合商社、金融投資家、資源関連企業、インフラ所有者など、オーストラリアに子会社を有する日本企業グループにとっての重要な点は、気候関連開示がもはや任意のESGの取組みではなくなったということです。気候関連開示は、取締役会レベルの宣言、外部保証、さらには規制上・訴訟上の潜在的リスクを伴う、オーストラリアの年次報告制度の一部となりつつあります。

本制度は、会社法第2M章に基づき財務報告書を提出する特定の事業体、所定の規模基準を満たす事業体、および／または「温室効果ガス・エネルギー報告制度（National Greenhouse and Energy Reporting（NGER））に基づく報告義務を負う事業

体に適用されます。これらの事業体は、オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board）が公表するオーストラリアサステナビリティ開示基準（Australian Sustainability Reporting Standards）に従い、気候変動に関する報告を含む年次サステナビリティ報告書を作成することが義務付けられています。

本制度の枠組みは、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）が策定したグローバル基準と整合しつつも、現地の事情に合わせた修正が加えられており、とりわけ気候関連財務情報の開示に重点が置かれています。

オーストラリアは、本基準に基づきサステナビリティ報告書を発行する世界初の国であり、日本を含む他の国々も、これらの基準に基づく開示を行う予定です。

適用対象および開始時期

本制度に基づく報告義務は、事業体の規模および排出量報告義務の状況に応じて段階的に導入されます。判定基準が連結売上高、連結総資産および従業員数に基づいているため、日本の親会社の場合、オーストラリアにおける報告事業体（当該オーストラリア報告事業体が支配する事業体を含みます。）のレベルで実務上の判断を行う必要があります。

主な段階的導入スケジュールは、以下のとおりです。

グループ	開始時期	主な判断基準
グループ1	2025年1月1日以降に開始する年次報告期間	連結売上高5億豪ドル以上、連結総資産10億豪ドル以上、従業員500名以上のうち、2項目以上を満たす事業体。 加えて、一定の公表基準を満たすNGER対象事業体。
グループ2	2026年7月1日から2027年6月30日の間に開始する事業年度	連結売上高2億豪ドル以上、連結総資産5億豪ドル以上、従業員250名以上のうち、2項目以上を満たす事業体。 加えて、その他のNGER対象事業体および資産50億豪ドル以上のアセットオーナー。
グループ3	2027年7月1日以降に開始する事業年度	最終段階が適用された時点で、当該制度の適用対象となる小規模な事業体で、関連する規模基準および重要性の基準を満たすもの。

事業体が連結財務諸表を作成している場合には、グループの親会社が、本来であれば個別に報告義務を負う被支配事業体を含めた連結サステナビリティ報告書を作成できる可能性があります。これは、オーストラリアに複数の子会社、合併事業または事業会社を有する日本企業グループにとって特に重要な点となります。なぜなら、関連する事業体が適切に報告範囲に含まれている場合には、より効率的な報告体制を構築できる可能性があるからです。

関連する判断基準を満たさない中小規模の事業体については、NGER制度上の支配法人（controlling corporation）に該当する場合を除き、原則として本制度の適用対象外となります。また、会社法第2M章に基づく財務報告書の提出義務が免除されている事業体についても、気候関連開示義務の対象とはなりません。

開示が求められる事項

報告対象となる事業体は、年次報告書の一環として年次サステナビリティ報告書を作成しなければなりません。サステナビリティ報告書には、気候関連報告書類およびその注記、法令により求められるその他の報告書類、ならびに適用されるサステナビリティ報告基準への準拠に関する取締役の確認書（directors' declaration）が含まれます。

実務上、気候関連報告書類では、以下の事項について言及しなければなりません。

- 事業体が直面する**重要な気候関連の財務リスクおよび機会**。
- それらリスクおよび機会に関連する、**ガバナンスおよびリスク管理プロセス、統制ならびに手続**。
- スコープ1、スコープ2およびスコープ3温室効果ガス排出量を含む**指標および目標**。
- 少なくとも2つの気候関連シナリオの使用、ならびに主要な入力データ、前提条件および不確実性に関する開示を含む**シナリオ分析**。
- 移行計画**（事業体が策定している場合）。これには、前提条件、依存関係、予定している技術の導入、適応策お

よび緩和策、ならびに該当する場合にはカーボン・オフセットの利用に関する情報が含まれます。

- 財務上重要な影響**。これには、短期、中期または長期にわたり、キャッシュフロー、資金調達へのアクセスまたは資本コストに影響を及ぼすことが合理的に見込まれる気候関連のリスクおよび機会が含まれます。

スコープ3排出量については、事業体気候関連報告書類を作成する初年度においては開示が求められません。これは重要な移行措置ですが、スコープ3排出量の算定には、サプライヤー、顧客、投資先および合併事業パートナーからの情報収集が必要となることが多いため、事業体はこれを理由としてサプライチェーンに関するデータ収集の計画を先送りすべきではありません。

本制度の対象となる事業体において、当該事業年度に重要な気候関連の財務上のリスクまたは機会が存在しない場合には、サステナビリティ報告基準に従い、その旨を簡潔に記載することが認められています。この取扱いには主に小規模な報告事業体が該当しますが、その適用にあたっては、当該判断が文書化された評価によって裏付けられる必要があり、当然の前提として適用すべきではありません。

取締役の確認書、保証および監査

気候関連開示は、財務報告とは切り離されたものではなく、財務報告と一体のものとして位置付けられています。取締役は、気候関連報告書類が会社法および適用されるサステナビリティ報告基準に準拠しているか否かについて、取締役会決議に基づき、日付を記載し署名した確認書を作成しなければなりません。

サステナビリティ報告書もまた、外部監査および保証の対象となります。サステナビリティ開示報告書は財務報告監査人によって監査され、必要に応じて気候・サステナビリティ分野の専門家がこれを支援します。保証の枠組みは段階的に導入され、まずスコープ1およびスコープ2の排出量に対する保証から開始し、2030年7月1日以降に開始する報告期間までに、最終的にはすべての気候関連開示に対する保証へと拡大される予定です。

金融サービス事業体、アセットオーナーおよび複雑なポートフォリオを有する事業体にとって、保証手続に際しては、データの品質、統制の設計および証拠資料の整備に早期から着手する必要があります。実務上、気候関連報告に係る統制は、より広範な財務報告に関する統制環境に統合されるべきであり、財務、リスク管理、サステナビリティ、法務、投資家対応（IR）および各事業部門にわたって明確な責任の所在を定めることが求められます。

移行期間中の責任保護措置

本制度は、報告事業体が対応能力を構築できるよう、移行期間中の責任の軽減措置を設けています。移行期間中は、保護対象期間に開始する事業年度に係るサステナビリティ報告書におけるスコープ3排出量およびシナリオ分析に関する記載について、誤解を招くまたは欺瞞的な行為に基づく法的措置の提起が制限されます。ただし、この保護措置は絶対的なものではなく、刑事責任に基づく手続は妨げられず、またオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、宣言的救済や差止命令を求める訴訟を含む一定の民事訴訟を引き続き提起することが可能です。

この責任の軽減措置は、分析が不十分であることや裏付けのない主張に対するセーフハーバーとして解釈されるべきではありません。本制度全体の方向性としては、移行期間終了後には通常の責任規定が適用されることが想定されており、気候関連の開示内容に対する近時の司法審査は、移行期間中であっても、ASICによる監督および執行のアプローチの判断材料となり得るものと考えられます。

訴訟および執行リスク：実務上の教訓

気候関連開示は、その意図された受け手によってどのように理解されるかという観点から評価されます。開示義務のある報告書の場合、その受け手には、投資家、金融機関（融資者）、規制当局、監査人、アナリスト、および高度な専門性を持つ商業取引先などが含まれる可能性があります。実務上は、開示内容は明確かつ理解しやすい形で提示される必要がありますが、対象事項が複雑で専門的であるという理由のみをもって、必要な技術的詳細を省略するべきではありません。

将来の見通しに関する気候関連の記載には、特に厳格な規律が求められます。ネットゼロ目標、移行計画、排出削減の経路、および技術に依存する前提は、将来に関する記述として扱われる可能性が高く、そのため合理的な根拠を備えている必要があります。事業体は、コモディティ需要の想定、規制への依存度、技術の成熟度、オフセットの利用可能性、資本配分、および運用上の実現可能性を含め、当該記載を支える前提条件についてストレステストを行うべきです。

ガバナンスと記録管理は、防御可能性を確保する上で、極めて重要な要素となります。開示内容が後に争われることになった場合でも、取締役会による明確な監督、専門家からのインプット、前提条件の文書化、内部での批判的検証プロセス、および作成時点における記録が整備されている事業体は、自らの開示が合理的な根拠に基づくものであったことを立証しやすい立場にあります。

事業体はまた、記載漏れのリスクも適切に管理する必要があります。気候関連開示は、記載されている内容だけでなく、記載されていない情報によっても誤解を招く可能性があります。特に、重要な情報の欠落が報告書全体が与える印象を変えてしまう場合には注意が必要です。この点は、シナリオ分析、移行計画、新興技術への依存、およびオフセットの利用といった領域において特に重要です。

最後に、気候関連のメッセージは、開示資料全体を通して一貫している必要があります。サステナビリティ報告書、年次報告書、投資家向け説明資料、ウェブサイト上の記載、資金調達関連資料およびマーケティングコミュニケーションをまとめて精査し、用語の不一致、限定のない断定的な主張、または裏付けのない記載がないかを特定する必要があります。「クリーン」「ゼロエミッション」「カーボンニュートラル」「パリ協定に整合した」といった表現は、それらの用語が当該業界および規制の文脈においてどのように理解され、適用されているかについて、事業体として実証できる場合に限り使用されるべきです。

具体的な対応事項

オーストラリアに子会社を持つ日本企業グループは、現時点で以下の対応を検討すべきです：

- グループ内の各オーストラリア法人について、連結売上高、資産、従業員数、NGER制度上のステータス、アセットオーナーとしてのステータスなどを踏まえ、**グループ1、グループ2、グループ3の判断基準に照らし合わせて整理する。**
- 特に複数のオーストラリア事業体が同一の企業グループ内に存在する場合には、**連結報告が可能かつ適切かどうかを判断する。**
- 財務、法務、リスク管理、サステナビリティ、事業運営、投資家対応（IR）および外部アドバイザーを含む、**部門を横断する開示ガバナンス体制を構築する。**
- 気候関連データの統制環境を整備する。**特にスコープ1およびスコープ2排出量の把握を優先するとともに、スコープ3のデータ収集に向けたロードマップを策定する。



- ・ 前提条件、依存関係、不確実性、ならびに規制や市場の変動に対する感応度を含む、**移行計画およびシナリオ分析の根拠を文書化する。**
- ・ サステナビリティ報告書のみならず、すべての公表資料における**気候関連の表現について、見直しを行う。**

価値、信頼性およびレジリエンスをもたらし気候移行計画

気候移行計画は、単なる任意のサステナビリティ情報開示から、ガバナンス、資本配分、リスク管理および規制対応のための実務的なツールへと変化しつつあります。資源、インフラ、商社・トレーディング、製造または金融サービスなどを含む複雑な事業を展開する日本およびオーストラリア企業にとって、もはや投資家が移行計画を求めるかどうかではなく、事業体はその気候戦略をいかに実行し、資金調達し、ガバナンスを確立し、モニタリングを実施するかについて、適切に説明できるかどうかです。

信頼性のある移行計画は、長大な独立した報告書である必要はありません。その価値は、気候変動に関するコミットメントが事業戦略、財務計画および業務執行に結びつけられていることを示すことにあります。投資家や金融機関（融資者）は気候リスクを財務リスクとして捉える傾向を強めており、長期的な価値、資産のレジリエンス、将来の収益、資金調達条件およびエンゲージメント（投資先との対話）の優先事項を評価するために移行計画の情報を活用しています。したがって、最も有用な計画は、気候変動に関する目標を、資本配分、リスク管理および長期的な価値創造に関する意思決定を支える事業戦略へと落とし込んだものです。

オーストラリアおよび日本における規制の方向性

オーストラリアと日本はともに、より体系化され、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に整合した、気候関連開示の枠組みへと移行しつつあります。オーストラリアでは、段階的な気候関連財務報告の義務制度により、戦略、ガバナンス、リスク管理、指標および目標に関する信頼性の高い開示の基盤として、移行計画の策定がますます重要になっています。日本においても、サステナビリティ開示基準および既

存の有価証券開示要件により、親会社はグループ全体の報告を行うにあたり、オーストラリアの子会社から信頼性の高い気候関連情報を必要とする可能性があります。

実務上、移行計画は単独のサステナビリティ情報開示として扱うのではなく、国境を越えたガバナンス、リスク管理および資本配分プロセスとして位置付けるべきです。

信頼性のある移行計画とは

前稿では、気候移行計画（CTP）を評価する上で依然として最も有用な実務上の視点となる9つのポイントを挙げています。AshurstおよびRadley Yeldarは、投資家、投資家向け広報（IR）担当者、および報告書作成者などの専門家からヒアリングを行い、CTPが意思決定の判断材料として有効に機能するための条件について調査しました。以下のポイントは、その優先事項の概要を示すものです。

1 信頼性のある移行計画とは

長期的なネットゼロの宣言だけではもはや十分ではありません。投資家は、排出量を時間の経過とともに削減していくために用いられるツール、技術、運用の変更、ビジネスモデルに関する意思決定およびサプライチェーン上の取り組みを具体的に知りたいと考えています。投資家や経営陣にとって、計画の実現可能性や年度ごとの進捗が順調であるかを検証する手段となるため、中間目標は特に重要です。

これは、現地の経営陣が管理可能な範囲にある具体的な排出削減施策を特定することを意味します。こうした施策には、エネルギー調達、車両の低炭素化（電動化等）、プロセスの効率化、メタン排出の管理、再生可能エネルギーの電力購入契約（PPA）の活用、電化、調達基準、顧客との連携、または製品の代替が含まれます。計画においては、各施策が排出削減にどの程度貢献することを想定しているのか、いつ実施されるのか、およびどの事業部門が責任を負うのかを説明することが求められます。

2 財務内容の詳細な説明

コストについて言及しないCTPは説得力を持ちにくいと言えます。投資家は、設備投資、営業費用および研究開発費のうち、どの程度の割合が移行計画に関連しているかを理解したいと考えています。また、短期的な取組み、より長期的な戦略的投資、および将来の技術コスト、政策の方向性、またはインフラの利用可能性に左右される施策を区別したいと考えています。

重要なのは、移行に伴う支出が、グループの予算編成や投資承認に反映されているかどうかです。移行計画が、未承認、資金未調達または事業計画と結びつけられていない将来の支出に依拠している場合には、その点は隠すのではなく明確に開示することが求められます。また、コストが不確実な場合には、何も記載しないよりも、幅をもたせた見積りおよび前提条件を示すことが有益です。

3 価値とリスクケースの提示

信頼性の高い計画は、単に排出量の削減方法だけでなく、移行投資がどのように価値を保護または創造するかを説明することが求められます。投資家は、その計画が新たな市場機会の創出につながるのか、運営コストの削減に寄与するのか、サプライチェーンのレジリエンスを向上させるのか、座礁資産リスクを管理できるのか、あるいは政策、技術、物理的な気候リスクへのエクスポージャーを低減できるのかを理解したいと考えています。

特に、排出量の多い産業や気候変動の影響を受けやすいセクターの企業にとっては、こうした価値の保護やリスクへの対応には、港湾、鉱山、加工施設、物流ネットワーク、エネルギー供給、水資源へのアクセス、保険の利用可能性、および顧客需要のレジリエンスが含まれる可能性があります。気候関連リスクは、独立したサステナビリティの枠組みに留めるのではなく、全社的なリスク管理の枠組みに組み込まれるべきです。

4 計画と中核的な事業戦略との整合

投資家は、移行計画が単に取締役会の承認を受けているだけでなく、中核的な事業上の意思決定に組み込まれていることを示す証拠を求めています。ガバナンスの信頼性は、明確な責任体制、財務部門の関与、経営陣の説明責任、取締役会の能力、そして気候関連の考慮事項が資本配分、調達、M&Aの審査、与信方針および製品ガバナンスに影響を及ぼしているという事実によって裏付けられます。

日本企業グループにおいては、この整合性が親会社と子会社の関係全体を通じて確保される必要があります。オーストラリアの子会社は、自社の現地計画がグループ全体の目標とどのように結び付いているのか把握すべきであり、親会社は、オーストラリアにおける前提条件が現実的であり、資金が確保され、現地のガバナンス体制によって十分に支えられているかを把握しておく必要があります。

5 依存関係および不確実性を明示

脱炭素化は多くの場合、企業の制御の及ばない要因に左右されます。投資家は、どの排出削減が企業自身の取り組みによって直接的に実現可能で、どの排出削減が電力網の脱炭素化、技術の利用可能性、政府の政策、インフラ、市場の需要、またはサプライヤーの行動に依存するのかを把握したいと考えています。こうした依存関係を認識することは弱点ではなく、計画がストレステストを経ていることを示すものであるため、信頼性の証となります。

企業は、再生可能エネルギーの系統容量、送電インフラ、許認可、低炭素燃料、炭素回収技術の利用可能性、顧客の支払い意思、サプライヤーの能力および政策の方向性といった依存関係を特定すべきです。また、計画には主要な前提が実現しない場合に備えた代替案も含めるべきです。

6 意思決定に活用可能なデータの提供

投資家は近年、企業間で比較可能であり、バリュエーション、信用およびポートフォリオの各モデルに組み込むことができる、体系化され、将来を見据えた、定量的な情報をますます好む傾向を強めています。検証不可能な長文の記述による開示よりも、質の高いシナリオ分析、進捗マイルストーンおよびKPIの方が有用性は高いとされています。

これは、データが現地およびグループ全体の両方の報告を支え得る水準で収集、管理され、保証されることを意味します。データは、投資家による分析だけでなく、近年利用が拡大している、企業開示を処理するAI活用型のレビューツールにも対応できるよう、十分な明確性を備えていることが必要です。

7 スコープ3排出量への現実的な対応

スコープ3排出量は、CTPにおいて依然として最も難易度が高い領域の一つであると同時に、極めて重要な領域でもあります。多くの企業において、サプライチェーン由来の

排出は排出フットプリント全体の大部分を占め、多くの場合70%を大きく超えます。投資家は、これらの排出を企業が完全に管理できないこと自体は理解していますが、影響力、サプライヤーとのエンゲージメント、調達要件、協働およびイノベーション・パートナーシップに関する現実的な説明を求めています。

日本の商社や多角化したグループにおいては、オーストラリア子会社が複雑なバリューチェーンの中に位置していることが多いため、スコープ3に関する問題は特に重要になります。計画では、子会社が直接削減できる排出量と、商業的関係を通じて影響を及ぼすことしかできない排出量とを区別すべきです。

8 カーボンを超えた視点の拡大

投資家の関心は、炭素にとどまらず、自然、生物多様性および社会的影響へと広がっており、特に農業、アパレル、採取産業等のセクターでその傾向が顕著です。自然の喪失、土地利用、水資源、コミュニティへの影響、労働力の移行、グリーンスキルといった要素を無視した移行計画は、排出量の削減をしているにもかかわらず、新たな移行リスクを生み出す可能性があります。

したがって、オーストラリアの子会社は、気候移行に向けた取り組みが、従業員、サプライヤー、先住民コミュニティ、地域コミュニティ、および生態系にどのような影響を

及ぼすのかを検討する必要があります。日本の親会社にとっても、これらの論点は、グローバルなステークホルダーからの期待やグループ全体のサステナビリティに関する発信内容に関連する可能性があります。

9 透明性のある情報発信とグリーンウォッシュ・リスクの回避

透明性の確保は、懐疑的な見方やグリーンウォッシュ・リスクに対する最も強力な防御策です。投資家は、前提条件、制約、排出量におけるギャップ、依存関係、オフセット、ロビー活動、経営陣のインセンティブおよび第三者による検証について、明確な開示を重視しています。主張は実際の事業活動や投資計画と整合している必要があり、企業は計画内で行った記載を裏付ける合理的な根拠を示す証拠を保持しておくことが求められます。

オーストラリア子会社にとっては、気候関連の記載は、規制当局、投資家、顧客、取引相手および訴訟当事者によって精査される可能性があるため、この点は特に重要です。そのため、簡潔で、証拠に基づいた計画の方が、確実性を過大に表現したり、実行リスクを過小に見せたりする洗練された記述よりも安全です。

今後の実務上のステップ

オーストラリアの子会社を有する日本企業グループは、まずどの事業体がオーストラリアの気候関連開示義務の対象となるのか、また現地での開示が日本におけるグループ全体の報告とどのように結び付くのかを整理することから着手すべきです。次に、既存の気候関連コミットメントが、費用算定済みの行動計画、中間目標、ガバナンス体制、リスク管理および信頼性の高いデータによって裏付けられているかを確認すべきです。

最も有用な社内での検証作業は、上記9つの項目に対するギャップ分析です。これにより、オーストラリアの子会社が何を実施するのか、費用はいくら見込んでいるのか、誰が責任を負うのか、どのような前提条件が重要なのか、何が達成の妨げとなり得るのか、そして進捗状況をどのように測定するのかを説明できるかどうかを検証できます。その結果として得られるべきものは、単にサステナビリティ報告書の内容を増やすことなく、実践的な移行計画のロードマップであるべきです。

最も有用な社内での検証作業は、上記9つの項目に対するギャップ分析です。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

オーストラリアにおける グリーンウォッシュ規制の現状： ASICとACCCは引き続き注力

2026年5月11日

知っておくべきポイント

- 過去1年間に於いて、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）およびオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、投資運用会社、スーパーアニュエーション（退職年金）の受託者および消費者向け製品メーカーに対し、グリーンウォッシュを理由として、800万～1,300万豪ドルの範囲の民事制裁金を科しました。
- 2026年には、両規制当局はさらなるグリーンウォッシュに関する手続を進めており、単に「主張」だけでなく「行動」にも焦点を当て、ガバナンスや法定義務の遵守における不備の疑いに対して規制上の注意を向けています。
- グリーンウォッシュの疑いに対する精査は規制当局にとどまりません。グリーンウォッシュに関する上院調査報告書（2026年6月に公表予定）は、法改正の前触れとなる可能性があり、民事訴訟を通じて環境・サステナビリティに関する主張の真偽を検証することへの世論の関心を一層高めることが予想されます。

対応すべき事項

- 環境に関する記載を行う場合、またはその検討をしている場合には、曖昧な表現や単なる目標を掲げるような表現は避け、特に将来の見通しに関する記載については、各記載が立証可能な合理的な根拠を備えていることを確保すべきです。これには、裏付けとなる研究結果や報告書など、その主張を裏付ける確固たる科学的な根拠を用意することが含まれる場合があります。
 - ASICが最近、グリーンウォッシュの申し立ての範囲を会社法上の義務を含むものへと拡大していることを受け、企業の公表内容が社内体制によって真に裏付けられていることを確認することが重要です。慎重にコンプライアンス体制および統制の適切性を検討するとともに、それらが実際にコンプライアンスを確保するために効果的に機能しているかを監査すべきです。
 - また、近年の気候変動訴訟の根拠となっている訴因が他の分野でも転用されるリスクを踏まえ、その他のESGに関連するプロセス、手続および記載についても、この機会に改めて見直しを行うことも時宜になっていると考えられます。
- 本稿では、ASICおよびACCCの規制上の姿勢を含め、現在のグリーンウォッシュを取り巻く規制動向について考察します。
- 2022-2023年度以降、ASICおよびACCCは、グリーンウォッシュを執行上の優先事項として繰り返し位置付けてきました。過去1年間では、両規制当局によって提起された第一波の訴訟が終結し、オーストラリア連邦裁判所は多額の民事制裁金を科しました。これらのテストケースは、グリーンウォッシュの主張の境界線に関する貴重かつ重要な指針も生み出しました。ASICは本年度、グリーンウォッシュを執行上の優先事項として明示的には掲げていないものの、依然として「この分野における重大な誤解を招く行為や欺瞞的行為の事例のリスクについて注意を払っている」との姿勢を示しています。それでもなお、継続中の執行活動は、グリーンウォッシュに対する規制当局の注目が、2026年以降も継続することを示しています。

さらに、2026年6月に公表予定のグリーンウォッシュに関する上院調査報告書によって、環境関連の主張に対する精査が一層強まる可能性が高くなると見込まれています。また、気候関連情報の報告を義務づけられている企業の増加は、活動家の注目を集める可能性が高く、この数年続いている民間による気候変動訴訟の流れをさらに加速させる可能性があります。

規制当局によるグリーンウォッシュ訴訟の出現

オーストラリアの規制環境においてそれぞれ異なる役割を担うASICおよびACCCは、セクター固有ではあるものの、グリーンウォッシュについて概ね整合した定義を採用しています。

- ASICは、グリーンウォッシュを「金融商品または投資戦略が、いかに環境に配慮し、持続可能であり、または倫理的なものであるかを、虚偽に表現する行為」と定義しています。
- ACCCの定義はやや広く捉えており、一般的に消費者法の観点に基づき「企業が実際以上に環境に配慮した存在であるかのように見せる、虚偽または誤解を招く環境に関する主張」と定義しています。

2020年以降、気候問題に関する活動家による訴訟が大幅に増加する中、ASICおよびACCCは2022/2023年度に初めてグリーンウォッシュを執行上の優先事項に組み入れました。それ以降、両規制当局は単なる意向表明にとどまらず、違反通知、詳細なガイダンスおよび民事制裁金手続を通じて、グリーンウォッシュから消費者を保護するための法律を積極的に執行しており、その結果、多額の制裁金が課されています。

2022年6月、ASICは「INFO 271」を公表しました。これは、金融サービス提供者が自社の商品やサービスを宣伝する際に、誤解を招く、または欺瞞的な行為を避けるために検討すべき質問事項を定めたものです。また、ASICが提起した3件の訴訟手続も終結しており、いずれも投資家および／またはスーパーアニュエーションファンド（退職年金基金）の加入者に対して行われたESG関連の説明について、虚偽又は誤解を招く表明があったとされた事案です。これらの訴追はいずれも連邦裁判所において認められ、同裁判所は多額の制裁金を科しました。

- **Active Super**：連邦裁判所は、Active Superが実際には特定のセクターや活動に投資していたにもかかわらず、それらにしていけないとする「グリーン」またはESGの資格を宣伝することにより、年金基金の加入者および加入予定者に対して虚偽または誤解を招く表示を行ったと認定しました。これには、ギャンブル、石炭採掘、オイルタールサンドおよびロシア企業への投資が含まれていました。Active Superには2025年に1,050万豪ドルの民事制裁金が科されました。責任認定判決に関するAshurstによる過去のアップデートについてはこちらをご覧ください。

- **Mercer**：Mercerは、自社のサステナブル型年金商品および関連する除外項目に関するESG主張について、投資家に対して虚偽または誤解を招く表示を行ったことを認めたことを受け、2024年8月に連邦裁判所はMercerに1,130万豪ドルの民事制裁金の支払いを命じました。炭素集約型の化石燃料（一般炭等）、アルコール製造およびギャンブルに関与する企業への投資を同社の「Sustainable Plus」年金オプシオンから除外しているとしていましたが、実際には、そのような除外は行われていませんでした。本件に関するAshurstによる過去のアップデートについてはこちらをご覧ください。
- **Vanguard Investments**：Vanguard Investmentsは、自社のESG除外スクリーニングに関して誤解を招く表示を行ったとして、連邦裁判所から1,290万豪ドルの民事制裁金を科されました。Vanguardは、「Vanguard Ethically Conscious Global Aggregate Bond Index Fund」について、倫理的に配慮された投資機会を提供すると表示していましたが、実際には、当該ファンドへの投資の相当部分が、同社が公表していたESG基準に基づく審査やスクリーニングを受けていませんでした。本件に関するAshurstによる過去のアップデートについてはこちらをご覧ください。

2023年12月、ACCCは、企業向けに「Making Environmental Claims」と題するガイダンスを公表しました。これには、環境に関する主張を行う際に考慮すべき8つの主要原則が定められています。これらの8つの原則には、主張の信頼性を確保するための正確性および証拠、主張の透明性および完全性、ならびに明確性と表現が含まれており、企業は「グリーン」や「環境に優しい」といった広範かつ限定のない用語の使用を避けることが求められます。また、画像や配色についても、言及されており、企業は視覚的要素が誤解を招く印象を生じさせないように留意する必要があります。本ガイダンスに関するAshurstによる過去のアップデートについてはこちらをご覧ください。

ACCCは2024年、Clorox Australia Pty Ltdに対し、同社が販売する「GLAD Kitchen Tidy Bag」および「Garbage Bags」について、50%の再生「海洋プラスチック」でできているとする、虚偽または誤解を招く表示を行ったとして、初の勝訴判決を勝ち取りました。ACCCは、「海洋プラスチック」という見出しに加え、波の画像や青色を基調としたパッケージデザイン全体が相まって、当該製品が海から回収されたプラスチックで製造されたという印象を消費者に与えていると判断しました。しかし実際には、製品に使用されていたプラスチックは、海岸線から離れたインドネシアの地域コミュニティから回収されたものであったとされています。連邦裁判所はこれを認め、Clorox Australia Pty Ltdに対し825万豪ドルの民事制裁金の支払いを命じました。

ACCCの現在の執行活動

ASICおよびACCCは2026年もグリーンウォッシュの疑いに対する執行措置を積極的に追求し続けています。ACCCは「グリーンウォッシュに焦点を当てた、環境に関する主張およびサステナビリティに関する、消費者、公正取引および競争上の懸念」を2025/2026年の執行上の優先事項として掲

げています。この方針に沿い、ACCCは2025年下半期に、虚偽または誤解を招くグリーンウォッシュの主張に関する2件の訴訟手続を開始しました：

- **Edgewell Personal Care**：ACCCは、Edgewell Personal Careが、合理的な科学的根拠がない上、海洋環境に有害であることで知られている他の成分を含有していた状況において、「Hawaiian Tropic」および「Banana Boat」ブランドの日焼け止めが「サンゴ礁に優しい（reef friendly）」との虚偽または誤解を招く表示を行ったとして申し立てています。これに対しEdgewell Personal Careは、製品にはハワイ州政府がサンゴ礁への悪影響を理由に使用を禁止している特定成分は含まれていないことを根拠とし、当該表示は妥当であると反論しています。
- **Australian Gas Networks**：ACCCは、Australian Gas Networks (AGN)が実施した「Love Gas」広告キャンペーンにおいて、同社のガス供給ネットワークを通じて供給されるガスが1世代以内に再生可能となるかのような、虚偽または誤解を招く表示を行ったとして申し立てています。ACCCが問題視している具体的な表現には、「変わらないものもあるが、私たちが使う炎は変わる」、「再生可能になりつつある」、「制御可能で信頼性の高いガス」、「この世代にも、次世代にも」などが含まれます。これに対しAustralian Gas Networksは、これらの広告がACCCの主張するような広範な意味合いを有するのではなく、家庭向けに供給されるガスが「再生可能なものへと移行しつつあった」こと、また天然ガスの利点（制御性、信頼性、快適性、継続性および即時性）が、再生可能化に伴い変わることはないという、限定的な趣旨を示すものであったと反論しています。AGNは、以下を含む様々な状況を理由に、こうした表示には合理的な根拠があったと主張しています。具体的には、再生可能ガス（水素、バイオメタン、合成メタン）を供給するための技術的に実現可能な複数の実現手段が存在すること、既存のネットワークがバイオメタンに対応していること、水素対応に向けたポリエチレン管への更新を継続的に進めていること、100%水素対応機器が安全性および性能の基準を満たし得ることを示す国際的研究の存在、再生可能ガスに対する政府の大幅な支援および政策的な後押し、2030年までに10%、2040年（遅くとも2050年）までに100%の再生可能ガス輸送を目標としていること、ならびに既に南オーストラリア州の家庭において水素混合ガスの供給をしているという事実を挙げています。

ASICの現在の執行活動

ASICは本年、グリーンウォッシュを執行上の優先事項として明示的には掲げていないものの、公式声明において、グリーンウォッシュが引き続き継続的な注力対象であることを示しており、ASICが気候関連の執行措置から手を引きつつあると解釈されるべきでないことを繰り返し確認しています。

2025年10月には、ASICは、ESG志向のファンド・オブ・ファンズである、Diversified Social Aspirations Fund（以下「本ファンド」という。）の責任主体であるFiducian Investment Management Services Limited（FIMS）に対

し、新たなグリーンウォッシュに関する民事制裁金手続を開始しました。本ファンドは、傘下の運用会社または傘下の投資ファンド（以下、「傘下ファンド」という。）を利用して投資先を選定していました。本ファンドは、エクイティへの直接投資ではなく、それぞれ独自のESG手法および投資対象選定における許容基準を有している外部の運用会社が運用する傘下ファンドに対して資金配分を行っていました。本ファンドの商品開示書（PDS）には、投資の性質に関するESG表示が含まれていました。例えば、社会および環境に有益であると考えられる企業にのみ投資を行うこと、また、継続的なモニタリングおよび監督に関するガバナンスプロセスについて、本ファンドがESG表示に準拠していることを確認するためFIMSが定期的にモニタリングすることなどです。

ASICは、PDSにおける本ファンドの運用方法に関する表示について誤解を招くまたは欺瞞的であると主張しているほか、グリーンウォッシュに関するテストケースとしては初めて、会社法第601FC条に基づく責任主体の善管注意義務違反を追加的な請求原因として主張しています。ASICは、FIMSが本ファンドの投資方針と傘下ファンドの実際の運用内容との間にESG表示との不整合が生じるリスクを認識し得たにもかかわらず、当該リスクを適切に監視・管理しなかったことから、責任主体として求められる善管注意義務を尽くしていないと主張しています。具体的には、ASICは以下の点を問題視しています。

- FIMSの投資委員会は、本ファンドの投資状況を評価する際、財務パフォーマンスのみに着目しており、PDSに記載された本ファンドの目的やESG表示との整合性については十分に検討していなかったこと
- FIMS社内には、PDSにおけるESG表示および投資内容との整合性を検証・監視するためのESG専門人材が存在していなかったこと
- FIMSは、傘下ファンドにおける保有銘柄リストの提出を一切求めておらず、また実際にも受領していなかったこと

2026年3月30日現在、FIMSは違反行為の成立を認める方向でASICとの協議を進めており、当事者間では合意された事実関係および自認事項に関する文書の最終化が進められています。これらの自認事項の内容や範囲（善管注意義務違反に関する主張を含む。）および裁判所が判断する宣言的救済や民事制裁金の内容は、ASICによる責任追及の対象がグリーンウォッシュに関してどの程度拡大されるのかを示す重要な指標となる見込みです。

本件は手続の初期段階にあるものの、ASICが責任主体に課される義務違反を追加の請求原因として援用している点は、ASICがグリーンウォッシュに関する調査対象および責任追及の範囲を拡大していることを示しています。ASICによる責任追及の対象は、誤解を招くまたは欺瞞的な「表示」の問題にとどまらず、投資の管理・モニタリングといった「実際の運用」、さらに組織全体におけるESG目標との整合性の確保という観点から、方針、実務、委員会運営、証拠管理といった各レベルにまで及んでいます。

これらの手続は、オーストラリア企業に対し、コンプライアンス体制および内部統制の十分性について、設計面（ESG対応が可能な仕組みとなっているか）にとどまらず、実効性

(当該仕組みが実務上適切に機能し、ESGコンプライアンスを確保しているか)の観点からも慎重に検討する必要があることを改めて示すものです。そのためには、継続的かつ恒常的なモニタリングが不可欠となります。従来はリスクが低いと評価されていた領域であっても、それがESG上の好ましい成果に関連する商品・サービスと結び付く場合には、改めてリスク評価および対応の見直しを行うことが求められます。

気候関連財務情報の開示が義務付けられる企業が今後増加する中、また、新たな開示制度の導入後最初の3年間については、一定の開示事項に関する誤解を招くまたは欺瞞的な表示に対する請求を提起できるのが民間当事者ではなくASICに限定されていることから、公益団体やアクティビストがASICに対し執行措置を求める働きかけを強める可能性があります。例えば、会社法第2M章に基づくサステナビリティ報告義務への不遵守を理由とする対応をASICに求める動きがみられるかもしれません。義務的報告制度に関するAshurstによる過去のアップデートについてはこちらをご覧ください。

その他の注目すべき動向

規制当局による執行に加え、議会による精査も、今後グリーンウォッシュへの関心を高める重要な要因となると考えられます。オーストラリア上院は2023年3月にグリーンウォッシュに関する調査委員会を設置しており、最終報告書は2026年6月25日までに公表される予定です。本調査は幅広い分野を対象としており、エネルギー、自動車、家庭用品・家電製品、食品・飲料包装、化粧品、衣料品および履物などにおける環境・サステナビリティに関する表示を検証対象としています。主な検討事項には、以下が含まれます。

- 消費者に対する誤解を招く環境・サステナビリティの主張の影響
- 国内外の企業の環境・サステナビリティの主張の規制例
- 環境・サステナビリティの主張に関する広告表示の在り方

- オーストラリアにおけるグリーンウォッシュから消費者を保護するための立法上の選択肢
- その他の関連事項

この調査の意義は、直ちに法的効果を生じさせる点にあるというよりも、今後の政策や規制の方向性を示す点にあります。調査結果は、この分野における法制度の見直しや規制強化の議論につながる可能性があり、また、ASICやACCCに対してグリーンウォッシュへの対応を引き続き求めるシグナルとなることも考えられます。オーストラリア企業にとっては、報告書の公表に加え、サステナビリティ報告義務の対象企業が拡大していることも相まって、環境・サステナビリティに関する主張に対する社会的監視は一層強まると予想されます。その結果、この分野における訴訟や紛争の提起も今後継続していく可能性があります。

オーストラリアにおける今後のグリーンウォッシュ訴訟の動向に影響を与え得る国際的な法的動向も見られます。例えば、気候変動に関する国家の義務について示した国際司法裁判所（ICJ）の画期的な勧告的意見、Pabai対連邦政府事件の控訴審を通じて新たな気候変動上の注意義務が認められる可能性、さらにはMariana対BHP事件におけるイギリス高等法院の責任認定判決などが挙げられます。

最後に、近年グリーンウォッシュやその他の気候変動関連訴訟の増加につながっている法的請求の根拠が、規制当局や民間の原告によって、さまざまなESG関連の取組みに対しても適用される可能性があることを、企業は十分に認識しておく必要があります。例えば、贈収賄防止プログラムや現代奴隷制対策プログラムの実効性に関する説明、あるいは職場における従業員や請負業者の処遇に関する表明についても、誤解を招くまたは欺瞞的な行為に該当する、あるいは法令上もしくはコモンロー上の注意義務に違反するとの主張がなされる可能性があります。このような点を踏まえ、企業は、あらゆるESG関連の説明やコミットメントの正確性・妥当性を裏付けるため、同様に堅固なガバナンス、リスク管理およびコンプライアンス体制を整備・運用することが重要です。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

気候変動訴訟

02

Pabai対連邦政府事件：気候変動、政府の責任および企業への示唆

2025年7月16日

知っておくべきポイント

- 画期的な判決において、連邦裁判所は、連邦政府がトレス海峡諸島の人々を気候変動の影響から保護する善管注意義務を負わないと認定しました。
- 本判決は、先行するSharma事件の控訴審判決とあわせて、気候変動を理由として新たな善管注意義務の存在を主張する訴訟について、その成立が認められるハードルが高いことを示すものといえます。これは、政府のみならず、企業に対して同様の責任を追及する訴訟にも影響を及ぼす可能性があります。
- 本件判決によって気候変動関連訴訟が終息するわけではありません。今後も、グリーンウォッシュ、気候関連開示、取締役の義務、人権、行政上の意思決定などを争点とする訴訟や規制対応は引き続き活発に展開されと考えられます。
- 気候変動政策に対する異議申立てや救済の追求は、今後、過失責任に基づく訴訟よりも、法改正の働きかけや政策提言、社会的なアドボカシー活動といった手段を通じて行われる場面が増える可能性があります。

原告の主張

Pabai対連邦政府事件は、2022年3月にトレス海峡諸島の先住民コミュニティを代表する2名のリーダーによって提起された大規模な気候変動集団訴訟です。原告らは、オーストラリア政府には、海面上昇や沿岸侵食といった気候変動の影響からトレス海峡諸島を保護するため、合理的な措置を講じる法的義務があると主張しました。被害の発生を防止するために、最新の科学的知見に沿った温室効果ガス排出削減目標を設定・実施すべき義務（主位的義務）と、洪水や侵食といったリスクに対応するための適応策を講じる義務（予備的義務）を負うとしています。

原告らはまた、トレス海峡諸島の住民が有する特有の脆弱性および連邦政府との特別な関係性を強調し、政府の作為・不作為が、伝統文化や生活様式を含む損害の一因となっていると主張しました。さらに、科学的アドバイスと整合しない温室効果ガス削減目標の設定では不十分であり、防潮堤整備等の保護措置に資金提供を行った以上は、その実施についても合理的な対応を尽くすべきであったと主張しています。

裁判所の判決

連邦裁判所はトレス海峡諸島民の困窮と慣習を保護する必要性に共感を示し、連邦政府の2015年、2020年および2021年の排出目標が気候変動に関する利用可能な最良の科学的知見に達していないと判断しました。しかし、最終的にウィグニー判事は主位的請求と予備的請求の両方において連邦政府に有利な判決を下しました。

連邦裁判所は、原告が主張するような具体的な善管注意義務を連邦政府が負うとは認められないと判断しました。温室効果ガス排出削減目標の設定は、政府の中核的かつ高度に政策的な判断に関わる事項であり、オーストラリアにおける現行の不法行為法理の下では、裁判所が判断するには適さないとされています。また、善管注意義務の内容を画定するにあたっては、科学的知見のみならず、より広範な政策的・経済的・社会的要素が考慮される必要があり、政府に対して科学的アドバイスのみに基づいて排出目標を設定することまでを法的に義務付けるものではないとされました。

さらに、仮に善管注意義務の存在およびその違反が認められるとしても、気候変動がグローバルな性質を有することから、当該違反が原告らの損害に実質的に寄与したことを立証することはできないとされました。ウィグニー判事はまた、

伝統的な文化の享受の喪失については、現時点においてコモンロー上の不法行為責任に基づき損害賠償の対象となる権利または利益としては認められていないと判断しています。

予備的請求である適応措置（具体的には防潮堤の整備）について、裁判所は、資金提供の遅延および最終的な不足は認められるものの、それ自体が連邦政府の過失に基づくものとはいえないと判断しました。むしろ、こうした遅延やコスト超過は、政府の意思決定そのものというよりも、プロジェクトの管理運営上の要因によるものと判断されています。

この判決は、Sharma事件における連邦裁判所大法廷の先行判決とともに、オーストラリアにおける政府および企業に対する将来の新たな気候変動の善管注意義務訴訟に重大な障害を提示しています。しかし、連邦政府が気候変動の影響に対する保護のための善管注意義務を負うかどうかという問題は、広範な影響を有しており、最終的にはオーストラリア高等裁判所で審理される可能性があります。

判決が連邦政府に与える影響

- 本判決により、連邦政府はコモンロー上の不法行為責任として、トレス海峡諸島を気候変動の影響から保護するために強い措置を講じる法的義務を負わないことが確認されました。本件は高度に政策的な判断に関わる事項であり、コモンロー上、裁判所による判決には適さないとされています。
- その結果、連邦政府は気候政策の形成について広範な裁量を有しており、適応資金の配分・運用や、科学的知見に基づく排出削減目標の設定についても、その裁量の範囲内にあるとされています。本判決は、同種の将来的な請求に対する重要な防御となり、政府の不作為や遅延を理由とする不法行為責任のリスクを低減させるものと評価されます。
- また、この判決は、気候変動から生じる文化的またはアイデンティティに基づく損害に対する連邦政府への将来の請求の範囲を狭める判断となりました。
- 今後の司法判断や立法措置を通じて本判断が変更される可能性は依然として残されており、本件も控訴により争われる可能性があります。公的機関は法的基準の進化やこの分野における潜在的改革について、引き続き注意を払い続けるべきです。

判決が企業に与える影響

- 本判決により、政府が気候変動からトレス海峡諸島の住民を保護する法的義務を負わないとされたことは、企業についても同様に、他のコミュニティに対して気候変動に関する法的責任を負うと主張することを難しくする要因となります。本件では、排出削減目標の設定や適応策への資金拠出は高度な政策判断に関わるものであり、裁判所が介入すべき性質のものではないと判断されています。ただし裁判所は、現行法のもとでは善管注意義務を認めるべきとはいえないという点も重視しています。
- 今回の判決により、気候変動への対応が不十分であることを理由とする不法行為責任の主張は、当面は一定程度制約されることになります。一方で、企業に課される気候関連リスクの開示、取締役の善管注意義務、環境規制の遵守といったその他の法的義務には影響しません。企業は、これらの分野における規制動向や社会的な期待の高まりについて、継続的に注視していく必要があります。
- 本件は、企業に対して気候変動へのより積極的な対応を求める社会的な期待が高まっていることも示しています。オーストラリアでは今後も、気候変動をめぐる訴訟が引き続き活発になると見込まれます。特に、気候変動の影響を受けやすい地域に事業やサプライチェーンを有する企業は、気候リスクの管理状況を開示するとともに、影響を受けるステークホルダーとの実質的な対話を行うことが重要になります。
- これまでも、連邦政府を被告とする気候関連の集団訴訟は複数提起されていますが、今後は企業に対しても同様の集団訴訟が提起される可能性が高いと考えられます。

国際的な動向およびトレンド

Pabai対連邦政府事件は、裁判所を利用して気候変動に関する行動を促す広範な国際的動向の一部です。近年、欧州や南北アメリカ、さらには国際司法機関においても、気候変動に関連して政府に一定の義務や人権上の責任を認める判断が示されており、こうした動きは各国の法的思考に影響を与え、政府・企業の双方に対して気候対応の水準を引き上げる方向に作用しています。

オーストラリアはすでに米国以外で気候変動訴訟が最も活発な法域の一つです。Pabai事件の結果は注目を集めており、オーストラリアおよびそれ以外における気候リスク管理と法的アカウンタビリティについて、国内外に影響を及ぼす可能性があります。

次の主要な気候関連の判決は、2025年7月23日に国際司法裁判所（ICJ）による勧告的意見が示される予定です。この意見では、温室効果ガス排出から気候システムおよび環境を保護するために各国が負う法的義務が明確化されるとともに、気候に重大な損害をもたらした行為や不作為がある国家に対する法的結果を判断するものです。

結論

Pabai事件は、オーストラリアにおける気候変動に関するアカウンタビリティをめぐる極めて重要な判例です。その判決結果は、政府の政策、企業のリスク、および気候変動訴訟の全体像により広範な影響を及ぼすことになるでしょう。

政府や企業は、法制度や社会的な動向の変化を継続的に注視し、それが事業運営や経営戦略、ステークホルダーとの関係にどのような影響を及ぼし得るかを検討していく必要があります。そのうえで、そうした情報を踏まえた対応を行い、意思決定や対外的な開示についても、関連する法的義務を幅広く満たせるよう、根拠のある形で行うことが求められます。

政府や企業は、法制度や社会的な動向の変化を継続的に注視し、それが事業運営や経営戦略、ステークホルダーとの関係にどのような影響を及ぼし得るかを検討していく必要があります。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

オーストラリアにおける気候変動訴訟： 2025年の主要動向と2026年の展望

2026年2月19日

知っておくべきポイント

- オーストラリアにおいて、新たな気候変動に関する善管注意義務の確立を求める訴訟は、2025年にさらなる障害に直面しましたが、今後も引き続き提起される見込みです。
- オーストラリアの企業は、活動家グループや規制当局によるグリーンウォッシュ訴訟に引き続き直面し、他の種類の気候変動訴訟にも備えるべきです。
- 温室効果ガスのフットプリントが大きいプロジェクトは、プロジェクト承認に関する司法審査訴訟に引き続き直面します。
- 2026年には、気候関連の義務的開示制度に基づく初の報告書が公表される予定であり、規制当局や市民・ステークホルダーから厳格な監視を受けることが想定されます。
- 2026年には、世界各地で進行しているさまざまな法的・政策的動向が、オーストラリアにおける気候およびESG関連訴訟の拡大・発展に影響を与える可能性があります。

対応すべき事項

- 気候変動の状況における主要な動向を注視し、法的変更とより広い社会的議論の両方が国内訴訟に影響を及ぼす可能性があることを認識する。
- 成功した法的異議申立てが認容されるリスクおよび規制措置のリスクを最小化するため、プロジェクトの評価と義務的開示文書を慎重に検討する。
- 気候変動に関する訴訟リスクについては、関連する法的義務との関係を踏まえ、包括的に捉える必要があります。近年では、従来とは異なる事業体に対しても訴訟が提起されており、今後は、主張の理由づけもより多様になっていくと考えられます。

本稿では、2025年における気候変動関連訴訟の主要な動向と、2026年に向けた見通しについて取り上げます。

2025年は、オーストラリア国内外において気候変動をめぐる訴訟が大きく進展した重要な年となりました。こうした動向を踏まえると、2026年も、活動家による政府および企業に対する訴訟が継続的に提起される可能性が高く、その目的は説明責任の追及および気候変動対策の加速にあると考えられます。特に、各国の政府や政党がネットゼロ目標から距離を置く動きが見られる中で、この傾向は一層強まる可能性があります。

ICJの2025年の画期的な勧告的意見による気候変動訴訟の促進

2025年7月に国際司法裁判所（ICJ）が示した勧告的意見は、気候変動訴訟における重要な節目となりました。同裁判所は、気候変動を「人類の存続に関わる問題」と位置づけたうえで、各国にはこれを防止するための広範な法的義務があり、気候変動によって生じる損害について責任を問われ得ると結論づけています。本勧告的意見に関する考察はこちら、また本意見が気候変動訴訟にどのような影響を及ぼし得るかに関するウェビナーはこちらをご参照ください。

この勧告的意見自体は法的拘束力を有するものではありませんが、その内容は今後の気候変動関連訴訟に強い影響を及ぼすと考えられます。具体的には、温室効果ガス排出に関わる政府の意思決定を対象とする公法上の争訟や、排出活動を行う民間企業に対する各種の請求において、重要な指針として参照される可能性があります。

善管注意義務に基づく気候変動訴訟ー2025年にさらなる課題と2026年に向けた継続

2025年のオーストラリアにおける画期的な事件は、Pabai対連邦政府事件に関する連邦裁判所の判決であり、連邦政府がトレス海峡諸島の人々を気候変動の影響から保護する善管注意義務を負わないとしたものです。この判決は、Sharmaにおける先行する連邦裁判所大法廷の判決に続き、オーストラリアにおける善管注意義務・人権に基づく気候変動訴訟のアプローチに対するさらなる障害を提示しています。判決の分析については、こちらの解説をご覧ください。

2026年においても、善管注意義務に基づく気候変動訴訟は引き続き係属しており、2025年11月に連邦裁判所に対して控訴が申し立てられたことにより、同判決が再び審理される見通しとなっています。本控訴は、オーストラリアの政府および企業の双方にとって注視すべき重要な案件であり、特にPabai対連邦政府の判決後に公表されたICJの勧告的意見が、原告側の主張を補強する形で参照される可能性があり、この点が注目されています。仮にそうなれば、連邦裁判所がICJの見解をどのように評価し、オーストラリア法体系の中でどのように位置付けるかが、今後の善管注意義務に基づく気候変動訴訟の広がり大きな影響を与える可能性があります。

さらに2026年7月には、Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999（EPBC法）に基づき、オーストラリア連邦政府による西オーストラリア州ノース・ウェスト・シェルフ・ガス田プロジェクトの操業期間延長に関する決定をめぐる訴訟の審理が連邦裁判所で予定されています。気候変動リスクがEPBC法に基づいて考慮されるべきだったかどうか、争点の一つとなっています。本件が注目される背景として、2025年11月に国連の「清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権」に関する特別報告者が、アミカス・キュリエ（裁判所の友）としての参加を申請した点があります。同報告者は、環境に関するオーストラリアの国際法上の義務、およびそれをEPBC法の解釈にどのように反映させるべきかについて意見を提示することを目的としています。同申請の可否は2026年7月の最終審理に先立って判断される予定です。仮に連邦裁判所が特別報告者の参加を認めた場合、国連が任命した専門家がオーストラリアにおける

国内訴訟に関与する重要な事例となります。また、同報告者の主張が裁判所により採用または参照されることとなれば、今後の善管注意義務に基づく気候変動関連訴訟を後押しする可能性があります。

グリーンウォッシュ訴訟の継続と気候変動関連の他の訴訟リスクへの備えの必要性

2025年においても、オーストラリアでは企業に対するグリーンウォッシュ関連訴訟が引き続き提起されており、その背景には同国における誤解を招く行為及び欺瞞的行為に対する広範な規制があると考えられます。活動家による訴訟の動きとしては、大手エネルギー企業が消費者向け製品をカーボンニュートラルと表示したことに関する先例となるグリーンウォッシュ訴訟が、審理開始直前に和解に至った事例も見られました。また、2024年後半に審理された大手エネルギー企業Santos Limitedに対する活動家訴訟について、2026年2月17日に連邦裁判所の判決が下されました。同判決では、ネットゼロに関する将来の見通しの表示が誤解を招く、又は欺瞞的であるとの主張は認められないとの結論が示されています（詳細な判決理由は翌週に公表予定）。本判決は、今後のグリーンウォッシュ訴訟を検討する活動家団体により精査されると見込まれており、特に企業による将来の見通しを含む気候変動関連の説明について、合理的な根拠の有無をオーストラリアの裁判所がどのように評価するかを理解するうえで重要な示唆を与える可能性があります。

グリーンウォッシュに対する規制措置は2025年も引き続き多数確認されており、この執行活動は2026年以降も継続する見込みです。ACCCは、オーストラリア企業によるグリーンウォッシュを抑止するため、積極的な執行措置を講じてきました。その中には、キッチン用およびゴミ袋が「海洋プラスチック」を使用して製造されたとする消費者への表示に対し、825万豪ドルの民事制裁金を課した事案が含まれます。さらに2025年には、日焼け止め製品を「サンゴ礁に優しい」と表示したマーケティング、およびガス会社が将来のガスの再生可能エネルギーとしての位置付けに関して行った表明について、新たなグリーンウォッシュ訴訟を提起しました。2026年もグリーンウォッシュがACCCの執行上の重点分野であり続けることから、ACCCは複数の業界にわたる企業に対し、引き続き調査を実施し、訴訟を提起していくものと予想されます。

金融商品および金融サービスの規制分野において、2025年にはASICが2024年に取得した第1および第2のグリーンウォッシュに関する民事制裁命令（これらの制裁金に関する過去のアップデートについては、こちらおよびこちらをご参照ください）を踏まえた展開が見られました。さらに2025年には、連邦裁判所がASICによる第3のグリーンウォッシュ制裁手続に関し、1,050万豪ドルの民事制裁金を命じました。本件は、ESGポリシーに基づき特定の投資対象を排除または制限していると加入者に説明していたにもかかわらず、実際には石炭採掘等の分野への投資が行われていたスーパーファンドに関する事案です。当該制裁金の根拠となった連邦裁判所の責任認定の詳細については、こちらをご参照ください。ASICは2026年においてグリーンウォッシュを明示的な

執行上の重点分野とは位置付けないとしていますが、これをもって気候変動関連の執行対応から完全に軸足を移すものと受け取るべきではありません。例えば2025年10月、ASICは、運用実態と当該ファンドのPDSにおけるESG適合性に関する説明との間に不整合があるとして、ある登録投資スキームの責任主体に対し、新たなグリーンウォッシュに関する民事制裁手続を開始しました。このASICの措置が注目に値するのは、グリーンウォッシュ制裁措置において責任主体が標的とされたのはこれが初めてであり、ASICがグリーンウォッシュに対する救済を求めるための追加的な訴因として、会社法に基づく責任主体の義務および責務を援用した点にあります。

ASICは、グリーンウォッシュへの対応において、従来から広く用いられてきた「誤解を招く又は欺瞞的な表示」に基づく主張にとどまらず、より幅広い法的根拠に基づいて責任追及を行っている点が特徴的です。これは、オーストラリア企業に対し、気候変動に関連する訴訟リスクや規制リスクを、個別の論点に分けてではなく、関連する法的義務全体との関係で総合的に捉え、継続的に検討する必要があることを改めて示すものです。また、従来はリスクが低いと考えられていた対応であっても、それが企業がESGに沿ったものとして販売・提供している商品やサービスに関係する場合には、改めてリスクの見直しを行うことが求められます。

主要プロジェクト：環境およびネイティブ・タイトル（先住権）に基づく事業認可への異議申立て

2026年にかけて係属する複数の訴訟では、大規模プロジェクトに起因する気候変動影響を、事業認可の意思決定過程でどのように評価すべきかが争点となる見込みです。第一に、MACH Energy Australia Pty Ltd v New South Walesに関して、ニューサウスウェールズ州の控訴裁判所の決定に対する上訴について、オーストラリア高等裁判所の判断が示される見通しです。本件では、マウント・プレザント・プロジェクト拡張の計画認可において、州の計画法の下で当該地域における気候変動の影響を考慮すべきか否かについて、控訴裁判所が判断を誤ったかが争点となっています。

第二に、連邦裁判所は、ゴメロイ族（ネイティブ・タイトル当事者）が提起した控訴を審理する予定です。この控訴は、全国ネイティブ・タイトル審判所（National Native Title Tribunal（NNTT））が2025年5月に下した判断を対象とするもので、同審判所は、Santosのナラブリ・ガス・プロジェクトに必要な石油生産リース（PPL）の付与について、一定の条件を付した上で認めることができると判断していました（2025年5月の審判所の判断に関するアップデートについてはこちらをご参照ください）。ネイティブ・タイトル当事者は、複数の控訴理由を主張しています。具体的には、1993年ネイティブ・タイトル法（Native Title Act 1993(Cth)、以下「ネイティブ・タイトル法」という。）の適切な解釈や、審判所による同法第39条第1項に定める考慮事項の評価方法に関する点に加え、審判所が関連する事項を十分に考慮しなかったこと、又は関連性のない事項（例えば、逸散排出（fugitive emissions））を不適切に考慮したことが主張されています。また、特に審判所がこれまでに下した中間決定に関して、手続的公正が確保されていなかったとの主張も含まれています。

第三に、前述のとおり、2026年7月には、西オーストラリア州のノース・ウェスト・シェルフ・ガス田プロジェクトの操業期間延長に関して、連邦政府がEPBC法に基づいて行った決定を争う訴訟について、連邦裁判所で審理が予定されています。

第四に、2025年後半に実施されたEPBC法改正では、温室効果ガス（GHG）排出量そのものを環境影響評価や承認手続の対象とする新たな要件は導入されませんでした。

他方で、改正法により、事業者はプロジェクトの届出および承認申請の過程において、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量に関する情報を提出することが求められるようになりました。

これら一連の訴訟の結果は、裁判所および行政機関が気候変動に関する専門的証拠をどのように評価するかについて、今後も重要な影響を与えていくことになります。

義務的気候関連財務情報開示報告書

2026年には、企業による初めての気候関連財務情報の開示報告書が公表される予定です。この制度は、オーストラリアの開示要件を国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する国際基準と整合させることにより、気候関連財務情報の透明性および比較可能性を高めることを目的とした重要な規制改革です。本制度では、開示事項を「義務的開示事項」と「任意的開示事項」に区分しています。義務的開示事項には、気候変動関連のガバナンス体制、気候変動に伴うリスクおよび機会、ならびに温室効果ガス排出量に関する指標などが含まれます。一方、任意的開示事項については、企業が法令上求められる内容以上を追加的に情報開示することができます。

本制度には、企業が気候関連財務情報の開示義務へ円滑に移行できるよう、一定の責任の軽減措置が設けられています。これにより、制度導入後の当初の移行期間においては、スコープ3排出量、移行計画およびシナリオ分析など、将来の見通しに関する開示について、報告主体に一定の保護が与えられます。このような責任の軽減措置が設けられていることや、保証要件が最初の3年間にわたり段階的に導入されることを踏まえても、初年度の開示報告書には規制当局、投資家および社会一般から高い関心が寄せられることが予想されます。こうした注目の高まりは、企業の気候変動への対応や取組みに関する議論を一層活発化させるとともに、開示内容に不十分な点や問題が認められた場合には、気候変動関連の訴訟や規制対応の動向にも影響を及ぼす可能性があります。

2026年以降の気候変動訴訟に影響を与え得るその他の動向

2026年以降のオーストラリアの気候変動訴訟は、グローバルに展開する多数の要因により影響を受ける可能性があります。注目すべき例として：

- **国連気候変動会議（COP）31：**オーストラリアはCOP 31「議長国」を務め、会議までおよび会議中の交渉と協議に責任を負います。この役割はオーストラリアの気候変動対策への注目を高め、政府と企業の双方による行動やコミットメントが注視・精査される可能性があります。
- **Mariana対BHP事件におけるイギリス高等裁判所の責任判決：**2025年11月に下された画期的な判決において、60万人以上の原告を含む英国高等裁判所での大規模な不法行為集団訴訟で、BHP（英国とオーストラリアの両方の証券取引所に上場）がブラジルにおけるFundãoダムの崩壊について、BHPがブラジルの責任主体の直接的法的所有者でないにもかかわらず、責任を負うと判決が下されました。当該判決に関するこれまでの考察は、こちらをご参照ください。この判決はオーストラリアの裁判所に対する法的拘束力はありませんが、多国籍企業が海外子会社の事業活動によって生じた環境被害について責任を問われたという点は大きな注目を集めると考えられます。特に、オーストラリアに本拠地を置く企業やオーストラリア証券取引所に上場する企業に対して、海外での事業活動や環境問題に関連する責任を追及する訴訟が今後提起される可能性について、関心が高まることが予想されます。
- **気候変動に関するコミットメントからの政治的な後退は、活動家による訴訟のさらなる増加を促す可能性があります。**2026年に入り、国内外において、これまでの気候変動対策に関するコミットメントから距離を置く政治的な動きが見られます。例えば、オーストラリアの自由党および国民党は、ネットゼロ目標へのコミットメントを正式に撤回しました。こうした動向を踏まえると、活動家グループが、責任追及や変化の実現を図る手段として、訴訟をより実効的かつ現実的な手段と捉える可能性があり、その結果として訴訟が一層活発化することが考えられます。

ESG関連訴訟の更なる拡大

2026年にかけては、ESG関連訴訟のうち「環境（E）」に分類される分野においても、引き続き新たな動きが見られると考えられます。例えば、州環境法違反の疑いに基づく訴訟や、EPBC法違反を理由とする訴訟は、今後も継続的に提起され、さらに拡大していく可能性があります。EPBC法の改正および国家環境保護機関の設置は、関連する紛争や訴訟の増加につながることを予想されます。これらの改革に関するこれまでの考察は、こちらをご参照ください。

同様に、ESG訴訟は環境分野に限られず、2026年にかけてさまざまな領域で注目が高まる見込みです。労働者に対する安全配慮義務や安全な職場環境の確保といった雇用者の義務、さらに会社法に基づく責任体制やリスク管理文化への関心の高まり、加えて2018年現代奴隷法（Modern Slavery Act 2018 (Cth)）の改正の可能性などが挙げられます。また、最近発表された反ユダヤ主義および社会的結束に関する王立委員会の設置を受け、2026年には人種的・宗教的差別に関する問題や、政府および企業における社会的結束に関する責任のあり方についても、より一層の関心が向けられることが見込まれます。

これらの分野（これらに限られません）は、今後も訴訟リスクの対象となり、ESG関連訴訟のさらなる拡大につながることが見込まれます。また、これらの事案においては、気候変動関連訴訟で見られるような「誤解を招く又は欺瞞的行為」に基づく主張や、新たな形の善管注意義務を根拠とする主張など、類似の法的請求が用いられる可能性があります。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

現代奴隷制

03

ゲームチェンジャー：オーストラリアの現代奴隷制との闘い

2026年2月4日

知っておくべきポイント

オーストラリア反奴隷制コミッショナーは、2018年現代奴隷法（以下「現代奴隷法」という。）の下、任意の報告制度から、デューデリジェンスを義務づける方向に制度が変わる可能性が高いとの見方を示しており、その実現は今後1～2年以内に進む可能性があると言われています。また、並行して、ACCCはサステナビリティに関する企業間連携の新しいガイダンスを公表し、その中で現代奴隷制への対応について8つの具体的な事例研究を反奴隷制コミッショナーと共同で示しました。これにより、企業が競合他社や同業他社と協力して現代奴隷制への対応策を進めることが可能であり、それによって反競争的な懸念を招くことはないこ

とが明確になっています。一方で、規制遵守に対する期待はより広範に厳格化されています。オーストラリア税務局（ATO）や司法長官省は、これまで報告義務を果たしていない企業を把握できる体制が整い、その結果、未報告企業には現代奴隷法の基本的な報告要件さえ遵守していない企業に対し、「警鐘」が鳴らされることが予想されます。国際市場へのアクセスもデューデリジェンス基準の遵守にますます左右されるようになっており、欧州の規制要件は、今後数年以内にオーストラリアの輸出企業にも影響を及ぼす可能性があります。

知っておくべきポイント

オーストラリア反奴隷制コミッショナーは、2018年現代奴隷法（以下「現代奴隷法」という。）の下、任意の報告制度から、デューデリジェンスを義務づける方向に制度が変わる可能性が高いとの見方を示しており、その実現は今後1~2年以内に進む可能性があるとしてされています。また、並行して、ACCCはサステナビリティに関する企業間連携の新しいガイダンスを公表し、その中で現代奴隷制への対応について8つの具体的な事例研究を反奴隷制コミッショナーと共同で示しました。これにより、企業が競合他社や同業他社と協力して現代奴隷制への対応策を進めることが可能であり、それによって反競争的な懸念を招くことはないことが明確になっています。一方で、規制遵守に対する期待はより広範に厳格化されています。オーストラリア税務局（ATO）や司法長官省は、これまで報告義務を果たしていない企業を把握できる体制が整い、その結果、未報告企業には現代奴隷法の基本的な報告要件さえ遵守していない企業に対し、「警鐘」が鳴らされることが予想されます。国際市場へのアクセスもデューデリジェンス基準の遵守にますます左右されるようになっており、欧州の規制要件は、今後数年以内にオーストラリアの輸出企業にも影響を及ぼす可能性があります。

対応すべき事項

今後見込まれるオーストラリアの現代奴隷制の見直しを踏まえると、企業は今すぐ、適切なデューデリジェンス水準に準拠した自社の現代奴隷制への対応体制構築に投資することが重要です。近い将来、デューデリジェンスの義務化の法律が制定されると予想されており、早期に対応を進めている企業ほど、要件が発効した時点でより成熟した体制を整えることができ、リスクからより確実に保護され、グローバル基準が高まる中で国際的な競争環境においても優位に立つことがで

きるでしょう。特に、労働者派遣や下請け契約を含む、リスクが最も高い分野を優先的に対応すべきです。下請けが重層化するほど、労働環境の可視性と管理が低下するためです。また、ACCCの改訂されたガイダンスにより、競争法上の懸念を抱くことなく、現代奴隷制への対応について協力、リソースや知識の共有、およびサプライチェーンの条件に対して集団的な影響力を発揮するために必要な保証が提供されるようになったため、企業は分野横断的または業界横断的な協働グループへの参加も検討すべきです。さらに、特に農業、警備および清掃といったリスクの高い国内セクターにおける搾取の特定や対処には単なるコンプライアンスの枠組みだけでなく積極的な検証が必要のため、企業は制度や報告に依存するのではなく、現場に根ざしたデューデリジェンスを採用するべきである。

規制当局の姿勢の変化

オーストラリアの現代奴隷法は、大規模な企業に対し報告義務制度を導入し、サプライチェーンのリスクと是正措置を開示する、現代奴隷制に関する年次報告書を提出することを義務づけています。しかし同法の施行以来、違反に対して実質的な執行措置（制裁）なしに運用されており、反奴隷制コミッショナーのChris Evans氏からは、この法律について「オーストラリアで唯一の任意の法律」と評されてきました。

この状況は今後変わりつつあります。Evans氏は最近の議論の中で、議会が「義務を負う」形で、任意報告から強制力のある法制度へ移行することになり、こうした動きは近い将来に実現するだろうと示唆しました。これは、欧州連合（EU）のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive）などの国際的な規制動向により整合した、現行ベールの枠組みから、人権デューデリジェンスを義務づけるモデルへの移行を意味しています。



現代奴隷制の発見は失敗ではなく成果

企業が事業やサプライチェーンにおける現代奴隷制の発見をどのように捉えるかについて、根本的な見直しが必要です。その発見をレピュテーション上の脅威やコンプライアンスの失敗として扱うのではなく、コミッショナーは現代奴隷法の報告制度が、まさにその特定と是正を促進するために設計されていることを強調しています。

オーストラリアの大手企業の中には、自社のシステムを通じて特定された現代奴隷制の事例を開示している企業が数社あります。こうした開示は、設計通りに高度なシステムが機能している結果であり、懸念の種ではなく、むしろベストプラクティスとして捉えられるべきです。実際に今年、ある企業が自社のサプライチェーン上の委託先において児童労働を特定し、是正措置を講じた事例がありました。反奴隷制コミッショナーはこれを「非常に優れた成果」と評価しています。

取締役会にとっての実務上の意味は明らかです。重要なのは、問題が見つかったこと自体を恐れることではありません。企業が特定された事例に適切に対応している限り、開示を恐れる必要はありません。この制度は問題の隠蔽ではなく、透明性の確保と是正措置を講じることを評価するものです。

ACCCの連携に関するガイダンスによる重要な障壁の撤廃

オーストラリアにおける現代奴隷制対策において、実務上の最も大きな進展の一つは、業界間の連携に対する競争法上の障壁とみなされてきたものが撤廃されたことです。反奴隷制コミッショナーは、これを実務家や取締役から最も多く寄せられる懸念として挙げました。競合他社と現代奴隷制への対応において協力することによって、ACCCの精査を招くかもしれないという懸念です。

ACCCは反奴隷制コミッショナー事務局と協力し、企業が競争法上の懸念を抱くことなく連携できる8つの新しい事例研究を公表しました。これには、サプライチェーンのリスクに関する情報の共有、是正措置の調整、現場監査のためのリソースの共同活用など、現代奴隷制に対するより効果的な集団的対応を促進する活動が含まれます。

これは特に中小企業にとって重要です。反奴隷制コミッショナーが考察したように、大企業であれば単独でもサプライチェーンに一定の影響力をもたらすことができますが、多くの中小企業の場合は、リソースを統合し、情報を共有し、共同で行動しない限り、意味のある影響力を行使することができません。改訂されたACCCのガイダンスは、こうした取り組みを行うために必要な法的確実性を提供しています。

実務上の優先事項：労働者派遣、下請けおよび国内リスク

労働者派遣や下請契約は、すべての報告対象企業にとって極めて重要な注視領域です。下請けの階層が増えるほど、労働環境を把握しにくくなり、管理が行き届かなくなるため、搾取のリスクが高まります。オーストラリア国内でも、農業、

警備、清掃といった業界では労働搾取が横行しており広く知られていますが、多くの企業はこうしたリスクを十分に厳格に精査できておらず、結果として発見されていないのが現状です。

実際に、オーストラリア国内の警備業務の委託先を通じて現代奴隷制の問題に関与してしまった企業の事例もあり、このリスクが国内にも及んでいることを示しています。したがって、現代奴隷制が単に海外サプライチェーンだけの問題であると決めつけてはなりません。

コンプライアンス不遵守がもたらす競争上の問題

現在の状況において過小評価されている側面の一つは、コンプライアンスの不統一によって生じる競争の歪みです。堅固なデューデリジェンスや是正措置に投資する企業は、コンプライアンスを遵守しない競合他社が回避しているコストを負担しています。そうした競合他社は、リスク管理や労働者保護への投資を行わないまま、搾取的なサプライチェーン慣行から利益を得ている可能性があります。コンプライアンスへの投資を怠る企業は、事実上サプライチェーンにおける搾取を容認することで、競争上の優位性を得ていることとなります。こうした不均衡は、今後、法的拘束力のある義務への移行や未報告企業の特定強化によって、徐々に是正され始めるはずです。

目前に迫るデューデリジェンスの義務化

オーストラリアの現代奴隷制規制が進む方向性は明確です。近い将来、企業に対して義務化されるデューデリジェンスの要件、高まる国際基準（特に欧州市場アクセスのための条件として求められる基準）との整合性、既存の報告義務のより厳格な執行、年次報告書の質だけでなく、現代奴隷制への対応の実質的内容に対する規制当局の注目の高まりを予測すべきです。

今すぐ適切なデューデリジェンス体制への移行を開始する組織は、こうした変更が施行された際、新たな要件の遵守と、国際的な取引パートナーに対しても、自社のサプライチェーンが進化するグローバル基準を満たしていることを実証するという両面において、最も有利な立場に立つことになるでしょう。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

伝統的所有者（先住民） と社会的パフォーマンス の向上

04

2024-2025年度ネイティブ・ タイトル年次総括

2025年9月8日

知っておくべきポイント

Ashurstが毎年発行している、2024-2025年度のネイティブ・タイトルの法的動向に関する年次総括の要約版をお届けします。第10回目となる「ネイティブ・タイトル年次総括」では、各課題について知っておくべきポイントを取り上げています。

画期的な高等裁判所判決により、連邦政府にネイティブ・タイトル補償責任

2025年3月12日、オーストラリア高等裁判所は、オーストラリア連邦対Gumatj Clan/Estate Group（以下「Gumatj一族」という。）を代表するYunupingu（Gumatj事件）に関して画期的な判決を下しました。高等裁判所は連邦控訴裁判所と同意し、1975年以前の連邦政府の行為であっても、ネイティブ・タイトル法に基づき、オーストラリア憲法第51条（xxxi）が定める「公正な条件」の保証に反する無効な土地の取得行為として、補償対象となり得ると判断しました。

Gumatj事件以前、裁判所は、1975年以降に州政府や連邦政府が行った行為のうち、1975年人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975 (Cth)）に違反する場合に補償が認め

られるか否かについてのみ検討したことがありました。一方で、憲法第51条(xxxi)に違反する場合にその行為が無効となり得る可能性については、ネイティブ・タイトル法が制定された当初から想定されていました。今回のGumatj事件は、この原則を補償請求事件として初めて本格的に検証するものとなっています。

なお、ここで重要なのは、現時点ではまだ裁判所は連邦政府に対し、Gumatj一族への補償支払いを命じているわけではないということです。この判決は、Gumatj一族が、1939年の鉱物の所有権が王室に帰属したことや、1930年代から1960年代にかけて付与された一部のリース権について、ネイティブ・タイトル法に基づき補償対象となる行為とする請求を進めるために、必要な法的手続きです。この請求が完全に解決するまでには、なお数年を要する見込みです。

また、Gumatj事件は主に連邦政府に影響を及ぼすものであり、この判決は州政府や第三者に直接影響するものではありません。ただし、連邦法によりネイティブ・タイトルが消滅した土地で事業を行う、あるいは鉱物を利用している連邦政府以外の土地を利用する者については、補償責任が法令または契約によって転嫁されているか否かが論点となります。

進まないネイティブ・タイトル補償の動向

300を超えるネイティブ・タイトルグループが補償を求める法的権利を有しているにもかかわらず、オーストラリア全土で現在進行中のネイティブ・タイトル補償請求はわずか6件です。過去12ヶ月で連邦裁判所に新たに提出された請求は1件のみで、数件は最終段階に近づいています。また、政府と交渉中の請求もいくつかあることを認識しています。例えば、クイーンズランド政府はネイティブ・タイトル補償を裁判で争うのではなく、交渉による解決を優先する方針をとっています。

Gumatj補償請求におけるオーストラリア高等裁判所の判決は、2019年のTimber Creek事件の判決以来、この問題に関して最も重要な司法判断となりました（Commonwealth of Australia v Yunupingu on behalf of the Gumatj Clan or Estate Group [2025] HCA 6）。この判決により、連邦政府は、1900年代初頭以降にノーザンテリトリーおよびその他の連邦直轄地域で行ってきた多くの土地取引について、多額の補償責任を負う可能性があることが明らかになりました。

その他最近の重要な動向として、西オーストラリア州におけるYindjibarndi Ngurra補償請求の審理が挙げられます。この事件の判決は、鉱山開発プロジェクトにおける補償額の算定や、1978年鉱業法（西オーストラリア州）第125A条に規定される補償転嫁制度の構築・運用に関連する一連の課題について、待望の指針を示すことになるでしょう。

この判決は、鉱山開発プロジェクトにおける補償額の算定および、より一般的には将来のネイティブタイトル契約の交渉において、広範な影響を及ぼすものと見込まれます。

高等裁判所、「つながり」の判断基準を明確化

2025年のStuart南オーストラリア事件（Stuart v South Australia [2025] HCA 12）において、高等裁判所は、「つながり（connection）」について重要な判決を下しました。裁判所は、土地とのつながりは必ずしも申請対象地域との物理的な関わりによってのみ証明される必要はなく、その土地に対する精神的・文化的なつながりを通じて維持され得ると判断しました。

一方、Miller対南オーストラリア州事件（Miller v State of South Australia (Far West Coast Sea Claim) (No.4) [2025] FCA 388）において、連邦裁判所は、ネイティブ・タイトルは申請対象海域のうち物理的にアクセス可能な範囲に限って認められると判断しました。申立人らは、アクセスできない海域について精神的なつながりを根拠とする主張を行いませんでした。

Western Kangoulu族を代表するMalone対クイーンズランド州事件（Malone on behalf of the Western Kangoulu People v State of Queensland (No 6) [2025] FCA 363）では、連邦裁判所は、Western Kangoulu族が国とのつながりを維持しており、申請対象地域についてネイティブ・タイトルを有していると認めました。一方で、近隣のGaangalu Nation族を代表するBlucher対クイーンズランド州事件（Blucher on behalf of the Gaangalu Nation People v State of Queensland (No 4) [2024] FCA 425）では、Gaangalu Nation族のネイティブ・タイトル申請が認められず、この判決に対する控訴が2025年3月に連邦控訴裁判所に提起されました。また、Boonwurrung族の最上位の祖先をめぐる紛争に関連するBoonwurrung族を代表するBriggs対ヴィクトリア州事件（Briggs on behalf of the Boonwurrung People v State of Victoria (No 2) [2025] FCA 279）における判決についても控訴が提起されています。

Gaangalu事件およびBoonwurrung事件の控訴審における連邦控訴裁判所の判決に注目し、つながりの問題を裁判所がどのように解決するかについて、さらなる指針に注視すべきである。「つながり」をめぐる問題において、近隣地域の判決ほどの程度依拠されるかを注視するとともに、この問題に関する今後のさらなる司法判断に注目すべきです。

連邦控訴裁判所、異議申し立てがあった非権利主張者申請について、却下決定を支持

過去12か月間に審理された非権利主張者申請は、申請者がネイティブ・タイトルが存在しないことを立証したため、いずれもネイティブ・タイトルが存在しないとの認定に至っています。

2025年、連邦控訴裁判所は、異議申し立てがあった非権利主張者申請について、却下決定を支持し、これら申請を判断する際の原則を改めて確認しました。（クイーンズランド州ランド・カウンシル対ハリス事件、North Queensland Land Council v Harris [2025] FCAFC 70）また、クイーンズランド州における別の非権利主張者申請についても、登録

済みの先住土地利用協定(ILUA)と重複する証拠があったにもかかわらず、申請が認められました（O’Shea対クイーンズランド州大臣事件、O’Shea v State Minister for the State of Queensland [2025] FCA 52）。

レッドランド市議会による非権利主張者申請の結果にも注目すべきです。この申請については、クイーンズランド州における様々な土地保有形態や市議会の公共事業がネイティブ・タイトルに与える影響について、詳細な司法的検討が行われる可能性があります。

Santos社が全国ネイティブ・タイトル審判所（NNTT）で成功を収めた鍵は公益性

2025年5月19日、全国ネイティブ・タイトル審判所（National Native Title Tribunal, NNTT）は、ナラブリ・ガス田開発プロジェクト（Narrabri Gas Project）に必要な4件の石油生産リース（Petroleum Production Lease, PPL）の付与について、ネイティブ・タイトル法第38条(1)に基づき、23の条件を付した上で認めるとの判断を示しました。（Santos NSW Pty Ltd（以下「Santos社」という。）対Gomerioi族事件、Santos NSW Pty Ltd v Gomerioi People and ors [2025] NNTTA 12）

Santos社に有利なNNTTの決定は、同プロジェクトがオーストラリア国内のエネルギーの信頼性や安全性を確保し、公益上の利益をもたらすという評価に大きく依拠していました。

NNTTの決定には、プロジェクトで生産されたガスをすべてオーストラリア国内市場向けに供給し、輸出しないことを求める条件も含まれました。

プロジェクトに伴い環境リスクや気候変動への影響が生じること、またGomerioi族のネイティブ・タイトルおよび利益の享受にも一定の影響が及ぶことを認めたものの、NNTTはそのような影響については、プロジェクトの緩和措置および復元措置、ならびにニューサウスウェールズ州独立計画委員会（NSW Independent Planning Commission）およびNNTTが課した様々な条件によって、効果的に軽減できると判断しました。また、NNTTは、ピリガ（Pilliga）地域に存在する特定の場所の文化的意義を強調するとともに、ニューサウスウェールズ州におけるアボリジニ文化遺産に関する規制体制について批判的な見解も示しています。

もっとも、Gomerioi族側は、NNTTの決定に対して再度不服申立てを行っており、審理は2025年11月25日に予定されています。

NNTTは、プロジェクトの公益性を測るにあたり、気候変動の影響を含む、プロジェクトの環境的特徴を考慮する可能性があります。プロジェクトの承認については、全体として総合的に評価することが重要です。環境承認、ネイティブ・タイトル法に基づく同意、および遺産保護義務にはかなりの重複があります。

授権に不備のあるネイティブ・タイトル申請は申請却下のリスク

権利主張グループを再編成する場合、2段階の授権プロセスが必要となります。第1段階は、既存の権利主張グループ自身が再編成することについて決議することです。第2段階は、再編成後のグループが、現在の申請人または新たな申請人に対し、グループを代表して申請を行い、申請手続きを進めることを承認することです。（Bindal族#2を代表するIllin対クイーンズランド州事件、Illin on behalf of the Bindal People #2 v State of Queensland [2024] FCA 1242）

すでに特定のグループに有利なネイティブ・タイトルの決定がなされている場合、そのグループによるさらなる申請は、その同じグループによって、かつそのグループを代表して、同じ記述を用いて行われなければなりません。グループ名に修飾語を付した申請は、サブグループとしてみなされ、ネイティブ・タイトル法上では適正な申請とは認められません（ビガンブル族#5を代表するSandow対クイーンズランド州事件、Sandow on behalf of the Bigambul People #5 v State of Queensland [2025] FCA 53）。

申請に対する適切な授権は、その申請の正当性の根幹をなします。しかし、立法府は、授権に欠陥がある場合であっても、裁判所が当該申請を審理・判断する権限を認めています。その権限を行使するにあたり、裁判所は、申請の適切な遂行の必要性和司法の利益とのバランスを図る必要があります（Dak Djerat Guwe族を代表するNangalaku対ノーザンテリトリー事件、Nangalaku on behalf of the Dak Djerat Guwe People v Northern Territory [2025] FCA 217）。

ネイティブ・タイトルの申請については、勝訴の合理的な見込みがないと確信を持って結論することができ、かつ略式判決（summary judgment）を下すことが司法の利益にかなう場合（例えば争いのある「現地審理」に要する膨大な時間と費用の回避等）、略式判決が認められることがあります（Papertalk on behalf of the Mullewa Wadjari People v State of Western Australia (No 3) [2024] FCA 1132）。

申請の授権であれ、先住民土地利用協定（ILUA）の授権であれ、授権集会の決議は、授権プロセスの各段階を漏れなく反映できるよう、慎重かつ具体的に作成されなければなりません。将来のネイティブ・タイトル申請およびILUAは、確定したネイティブ・タイトル保有グループ（determined native title holding group）を代表して行われるものであり、そのグループの一部のみではなく、必ず確定グループ全体によって、かつ全体を代表して授権される必要があります。グループの記述を正確に行うことが極めて重要です。

ネイティブ・タイトル申請からの先住民の被申立人（respondent）の排除

裁判所は、ネイティブ・タイトル法第84条第8項に基づき、ネイティブ・タイトル申請の被申立人を手続から除外する権限を有しており、これには競合するネイティブ・タイトル権利・利益を主張する先住民の被申立人も含まれます。

申請対象地域においてネイティブ・タイトルの権利・利益を有することを前提に、ネイティブ・タイトル申請において被



申立人となることを求める者は、当該権利・利益に関する個人的な主張、すなわち、自らの権利・利益を侵害・希薄化・減殺されることから保護する目的に限られます。他者のために代表としてネイティブ・タイトルを主張する目的で関与する場合、その者は被申立人として参加することも、その地位にとどまることも認められません（Bates対ニューサウスウェールズ州司法長官事件、Bates v Attorney General of New South Wales [2024] FCA 1439）。

先住民の被申立人であっても、申請手の進行に参加していない場合には、当事者から排除されることがあります（Warrabinga-Wiradjuri族#7対ニューサウスウェールズ州司法長官事件、Warrabinga-Wiradjuri People #7 v Attorney General of New South Wales (No 4) [2024] FCA 1458）。

活動していない被申立人（先住民の被申立人を含む）の排除は、手続がネイティブ・タイトルの同意による確定（consent determination）または審理に向けた積極的な進行管理（active case management）の段階へと進むなかでは、ネイティブ・タイトル申請手続において珍しいことではありません。したがって、先住民の被申立人は、被申立人として地位を維持したい場合には、申請手続を進めるための裁判所の命令に従わなければなりません。

ネイティブ・タイトル訴訟費用に関する決定 - 傾向と最近の動向

連邦裁判所は、ネイティブ・タイトル手続において、当事者が不合理に行動をとった場合、もしくは合理的な理由なく行動した場合、または公正の観点から必要と判断される場合には、費用負担を命じる裁量権を引き続き行使しています。不合理な行為には、例えば、著しく不利益を与えるにもかか

わらず、時機に後れ、かつ証拠の裏付けを欠く当事者参加（joinder）、または成功の見込みのないNNTTの判断に対する不服を申立てることが含まれ得ます。

ネイティブ・タイトル法第85A条は、連邦裁判所が別段の命令をしない限り、手続の各当事者が自己の費用を負担すると定めていますが、この規定は、ILUAに基づく支払に関する手続など、ネイティブ・タイトルに関係しない手続には適用されません。

確かな法的根拠や証拠に基づかないネイティブ・タイトル訴訟、あるいは他の当事者に重大な不利益や遅延をもたらす可能性がある訴訟を進行または防御する場合、費用負担という結果を招きかねない点に留意しなければなりません。ネイティブ・タイトル訴訟において中間申立て（interlocutory applications）、控訴、または当事者参加の申立てを行う、もしくは反対する際には、事前に法的助言を求め、勝訴の見込みおよび伴うリスクを十分に検討することが重要です。

鉱業リースの2回目の更新が交渉権を発動：西オーストラリア州ガイダンスが事業者に不確実性

西オーストラリア州政府は、新たなガイダンスを公表し、鉱業リースの2回目の更新については、ネイティブ・タイトル法の将来行為（future act）規定の適用除外にはならないとの見解を示しました。この解釈がどのような根拠に基づいているのかは明確ではありませんが、この見解に従う場合、一定の鉱業リースの2回目の更新については、付与に先立って交渉権（right to negotiate）手続を経る必要が生じる可能性があります。

2024年の判決であるNangaanya-ku Native Title Claim Group (Part B)を代表するForrest 対西オーストラリア州事件 (Nangaanya-ku Native Title Claim Group (Part B) v State of Western Australia (No 2) [2024] FCA 729) では、鉱業権の再付与および再設定に関するネイティブ・タイトル法第26D条における解釈が争点となりました。この判決に対する控訴審が2025年3月に連邦控訴裁判所で審理されましたが、判決は留保されています。

鉱業リースの2回目の更新に対して、ネイティブ・タイトル法第26D条が適用されるか否かについては、依然として不透明な状況が続いています。そのため、保有する鉱業権を見直し、鉱業リースが2回目（将来的には4回目）の更新を迎える時期を確認するとともに、交渉権手続の適用について法的助言を求めることが推奨されます。鉱区の統合に関する、ネイティブ・タイトル法第26D条の解釈について、今後さらなる法解釈における明確化を得るため、Forrest No.2事件の控訴審における連邦控訴裁判所の判決に注目してください。

異議にさらされるネイティブ・タイトル法の迅速手続

連邦裁判所は、過去12か月の間に、迅速手続に関する2件争い（異議）について判断を下しました。

Top End事件 (Default PBC/CLA) Aboriginal Corporation v Northern Territory ([2025] FCA 22) では、連邦裁判所は付与がネイティブ・タイトル当事者にとって特別な重要性をもつ地域または場所に干渉するおそれがあることを理由とする迅速手続への異議を判断するにあたり、NNTTが適用すべき基準が争点となりました。連邦裁判所は、ネイティブ・タイトル当事者が必ずしもその場所の特別な重要性（意義）を詳

細に説明する必要はないと判断した一方で、単なる主張だけでは不十分であり、その場所が特別な重要性を有することを裏付ける説得力のある証拠を提示する必要があると結論づけました。

また、Yanunijarra Aboriginal Corporation RNTBC対西オーストラリア州事件 (Yanunijarra Aboriginal Corporation RNTBC v State of Western Australia ([2025] FCA 490)) では、政府当事者が第29条通知に迅速手続の適用に関する記載を含めるとした決定について、司法審査 (judicial review) を求めることはできないと連邦裁判所が判断しました。このような決定に異議を唱える場合には、NNTTに対して異議申立てを行うことが正しい手段であると判示しています。

豪州法改正委員会 (Australian Law Reform Commission、ALRC) は、2025年5月に公表された「将来行為制度 (Future Acts Regime) の見直し」に関するディスカッションペーパーにおいて、迅速手続が効果的かつ効率的、また公正に機能していないとして、その廃止を提言しています。現在迅速手続の対象となっている将来行為（最も一般的には探鉱権）について、探鉱に関するILUAや、同ディスカッションペーパーで示された新たな法定手続のいずれかを対象とすることが考えられるとしています。実現した場合、多くの探鉱権について、より長い処理期間と詳細な手続を伴う正式な交渉権 (RTN) 手続が適用される可能性があります。

迅速手続を進める際には、ネイティブ・タイトル当事者が対象地について「特別な重要性」があることを裏付ける説得力のある証拠を提出しているかどうかを慎重に確認する必要があります。そのような証拠が認められる場合には、迅速手続を適用できず、正式なRTN手続への移行が必要となる可能性があります。2025年12月に公表予定のALRC最終報告書にご注目ください。



豪州法改正委員会、将来行為制度に関する調査の討議文書を公表

ALRCは2025年5月、ネイティブ・タイトル法の将来行為制度（Future Acts Regime）の見直しに関するディスカッションペーパーを公表し、改革案について意見募集を行いました。同ペーパーでは、重要な改革を幅広く提案しており、その中には、将来行為の有効性を認めるための新たな枠組みも含まれます。これは、現行の「バッティング・オーダー（batting order）」制度に代えて、将来行為をその影響の程度に応じて分類する新たな制度の導入を含みます。また、ネイティブ・タイトルの保有者が、自らの確定地域内において将来行為制度に代わるネイティブ・タイトル管理計画を策定できるようにすることも提案されています。

同ペーパーには合意形成プロセス全般に関する広範な改革案が含まれており、交渉権（RTN）制度については、手続き期間を18か月に延長すること、ネイティブ・タイトル当事者に自らの伝統的土地における将来行為への異議申立権を認めること、異議申立てが認められた場合には同種の将来行為の付与を5年間停止すること、さらにNNTTに対してロイヤルティを含む対価の支払いに関する条件を課す権限を付与することなどが提案されています。また、鉱業業界において探鉱権の付与を進めるために広く利用されている迅速手続の廃止も提案されています。

これらの提案が採用された場合、ネイティブ・タイトルが存在する土地へのアクセスを必要とする政府機関、鉱業・石油・ガス事業者、インフラ事業者、公益事業会社、再生可能エネルギープロジェクトの開発事業者など、あらゆる関係者に影響を及ぼすことになります。ディスカッションペーパーに対する意見募集はすでに終了しており、ALRCは2025年12月に最終報告書を公表する予定です。関係者は業界団体などを通じて引き続き議論に関与するとともに、制度改革の進展を注視することが重要です。なお、これらの改革案が法制化された場合、一部については、将来行為の対象となる一般の権原保有者よりもネイティブ・タイトル保有者にはるかに強い権利が付与される可能性があります。

2024-2025年、進展に乏しいオーストラリア各地の文化遺産保護改革

Juukan Gorge事件から5年以上が経過した今もなお、法改正を求める声が続いています。連邦政府は先住民遺産保護連盟（First Nations Heritage Protection Alliance）とのパートナーシップを更新し、新たな連邦文化遺産保護法の策定に向けて、正式な合意を2026年6月まで延長しました。しかし、2022年以降、関連する報告書や文書、その他の資料は一切公表されていません。

ほとんどの州・準州（テリトリー）政府は文化遺産保護法の見直しを進めている段階にあります。これらの見直しのいくつかは、何年も続いていますが、目立った進展はほとんど見られません。南オーストラリア州とノーザンテリトリーのみが、過去12ヶ月の間に改革を導入（または可決）しています。

2023年後半に1972年アボリジニ遺産法（Aboriginal Heritage Act 1972（WA））（一部修正を含む）へ回歸して以降、西オーストラリア州政府は、同州の制度に加え得る政策上その他の改善点を特定するための初期的な見直しを進めています。

文化遺産保護に関する法改正の動きは鈍化しているものの、環境承認手続への先住民（First Nations）の視点の取り込みは引き続き進んでいます。今後さらなる法改正が行われるでしょう。その傾向はかなり明確であり、2025年時点で求められている対応が将来的にも十分であるとは考えない方がよいでしょう。新たに就任した連邦環境・水資源大臣（Federal Minister for the Environment and Water）による連邦文化遺産法改正に関する発表や動向を継続的に注視することが重要です。

連邦レベルの文化遺産保護申請 – 先住民団体にとって依然として最重要の関心事

アボリジニ・トレス海峡諸島民遺産保護法（Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act 1984、以下「ATSIHP法」という。）に基づく保護申請制度は、連邦環境大臣が、重要なアボリジニの地域や遺物について「損壊または冒涇」から保護・保存するための指定を行うことを可能にする制度です。申請が認められた場合、対象となる開発プロジェクトや活動の実施を停止できる可能性があります。

2025年8月には、Yagara Magandjin Aboriginal Corporationが、ブリスベンのヴィクトリア・パークにおけるアボリジニ文化遺産を保護するため、同地で計画されている2032年ブリスベン・オリンピックのスタジアム建設による影響（損壊の恐れ）から守る目的で、同法第10条に基づく保護申請を提出しました。ATSIHP法をめぐっては、近年、複数の連邦裁判所判断や手続上の課題が顕在化しています。

ニューサウスウェールズ州のMcPhillamy's Gold Projectの事業者は、同プロジェクト区域の一部に対して連邦環境大臣が行った第10条に基づく文化遺産保護指定を取り消すことを求め、連邦裁判所に司法審査を申し立てており、この件は2025年12月に審理が予定されています。Kelly v Minister for the Environment and Waterでは、ニューサウスウェールズ州におけるムンゴ・マンおよびムンゴ・レディの遺骨を含むアボリジニの祖先遺骨の保護を求める申請について、連邦環境大臣が保護指定を行わなかった判断の取消しを求める申請が連邦裁判所により退けられました。

このように、ATSIHP法のもとでは、法定の処理期限が設けられていないことや意思決定の遅さが、関係者全体にとって大きな課題となっています。Cooper v Minister for Environment and Waterでは、第10条に基づく保護申請に対する大臣の判断の遅れについて、裁判所は法的に「不合理な遅延」に当たると認定しました。しかしながら、判決時点でまもなく決定が出される状況であったため、大臣に対して決定を行うよう命じる救済措置までは認めませんでした。

同法に基づく保護申請は、州・準州の文化遺産保護制度では十分に保護されていないと考える先住民側が、その不満や懸念を表明するための強力な手段となっています。一方で、こ

うした申請は解決までに数年を要することも多く、事業者側にとっては手続対応に相当な時間と労力が必要となる点に留意が必要です。

監視・検証の対象となりつつある先住民の水中文化遺産

連邦政府は、オーストラリアの海域における2018年水中文化遺産法(Underwater Cultural Heritage Act 2018 (Cth))への影響評価および管理に関するガイドラインを最終化・公表するとともに、特に先住民の水中文化遺産に焦点を当てたテクニカルガイドラインのドラフトも公表しました。これらのガイドラインは、これまで主に難破船など非先住民の水中文化遺産を中心に運用されてきた同法の枠組みを補完し、オーストラリアに広範に存在すると考えられる先住民の水中文化遺産を適切に特定・保護することを目的としています。

もっとも、これらのガイドラインはプロジェクト事業者に対する法的義務として直接の遵守を求めるものではないため、実務上は特に満潮線より海側のプロジェクトにおいて、「ベストプラクティス」として影響力を持つことが想定されています。水中文化遺産への影響評価は、大規模なオフショア開発プロジェクトの許認可プロセスの一部として扱われることになり、同法要件にとどまらず、より広い許認可プロセスの一部となります。

文化遺産への影響リスクは、海岸線で終わるものではないことに留意する必要があります。水中文化遺産の存在が不明な場合には、追加調査の必要性を検討し、その調査には伝統的所有者(Traditional Owners)を関与させるべきです。また、オフショアプロジェクトに関する法令要件(海上開発案件の場合)や、州レベルの環境アセスメント制度(沿岸部お

よび一部のオフショアプロジェクトの場合)を満たすため、地域コミュニティ(先住民グループを含む)との協議を十分かつ適切に行うことが重要です。

オフショアインフラ開発プロジェクトに関連する先住民の課題

オフショアプロジェクトに関して先住民と積極的に関わることは、連邦レベルおよび州・準州(テリトリー)レベルの双方において、政策および法改正の焦点となりつつあります。

オフショア風力発電分野における新たな規制、および石油・ガス分野におけるガイダンスの改訂は、先住民との適切な協議の重要性を浮き彫りにしています。

先住民およびそのグループとの協議は、最新の規制および適用されるガイダンスに従って実施する必要があります。不足がある場合には、他のオフショア産業におけるアプローチを参照することにも前向きになるべきです。さらに、プロジェクトの影響を受ける可能性のある先住民を適切に特定し、誠実で透明性があり、かつ目的に適合した形で協議を行うことが重要です。

条約をめぐる最新動向 – 一部の法域で全速前進、他方で後退も

連邦政府は、2023年の「声」(Voice)をめぐる国民投票が否決されて以降、全国レベルでの条約や真実を語ること(Truth-telling)を推進していません。政府としての明確な立場は示していないものの、各州・準州(テリトリー)が個



別にこれらの取り組みを進めることについては支援する姿勢を取っています。

条約、真実を語ることおよび「声」に関する進捗や優先度は各州・準州ごとに大きく異なっています。ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州は地域レベルでの条約締結に向けた取り組みを前進させている一方、西オーストラリア州は和解協定（Settlement Agreements）を優先しつつ、現在はタスマニア州とともに真実を語る取り組みへと方針転換しています。南オーストラリア州では「声」の仕組みが既に導入されています。一方で、クイーンズランド州およびノーザンテリトリーでは、条約に関する計画を断念しました。

連邦政府が条約プロセスを主導することは当面期待しないでください。動向は州・準州レベルで起きているため、何が実現可能であり、今後何が起こり得るのかを見極めるには、州・準州の動きに注目すべきです。

ニューサウスウェールズ州アボリジニ土地権利法に基づく「請求可能な王有地（Claimable Crown lands）」 - 40年以上を経てなお続く新たな判例法の形成

1983年アボリジニ土地権利法（Aboriginal Land Rights Act 1983 (NSW)、以下「ALR法」という。）に基づく土地請求に関する判例法上の重要な進展として、2025年9月、高等裁判所（High Court）の多数意見は、ある土地が既存のリース（賃借権）の対象となっているという理由だけでは、その土地が王室（Crown）によって適法に利用されている（lawfully used）とはいえないと判断しました。土地

が「適法に利用されている」といえるのは、土地請求が行われた時点において、その土地が特定の目的のために物理的に使用されている場合に限られます（La Perouse Local Aboriginal Land Council対Quarry Street Pty Ltd事件、La Perouse Local Aboriginal Land Council v Quarry Street Pty Ltd [2025] HCA 32）。この判断により、これまでよりも広い範囲の土地について、土地請求が認められる可能性が高まると考えられます。

また、2024年12月のもう一つの注目すべき判決として、ニューサウスウェールズ州控訴裁判所（Court of Appeal）は、ニューサウスウェールズ州アボリジニ土地委員会对2016年クラウン土地管理法（Crown Land Management Act 2016）を管轄・執行する大臣事件（New South Wales Aboriginal Land Council v Minister Administering the Crown Land Management Act 2016 [2024] NSWCA 294）において、請求対象の土地が「不可欠な公共目的（essential public purpose）」のために必要であったことを立証するためには、大臣は、請求がなされた日の時点でその旨の実際の決定がなされていたことを示す証拠を提出できなければならない、と確認しました。

王有地について保有しているリース上の権利（leasehold interest）の有無、および当該権利の対象となっている土地が特定の目的のために物理的に用いられているかどうかを検討してください。ニューサウスウェールズ州の王有地へのアクセスを計画している場合には、ALR法を考慮に入れる必要があります。アボリジニ土地権利法に基づく潜在的な請求を念頭に置きつつ、王有地に適法にアクセスできるよう戦略を策定してください。政府の意思決定者は、王有地が不可欠な公共目的のために必要であるとする決定、およびその理由を文書化しておくべきです。



この記事オンラインで読むには、
こちらをスキャンしてください。

Nearing Net Zero ポッドキャスト

05

脱炭素化に向けた企業への圧力は高まり続けており、エネルギーシステムの安全性、価格の安定性および持続可能性が重要な課題となるにつれ、その傾向は今後も一層強くなると見込まれています。エネルギーインフラおよび発電を含む将来のエネルギー市場は、現在とは大きく異なる姿になると見込まれており、業界にとって魅力的な機会と複雑な課題の双方をもたらすことになります。

しかしながら、脱炭素化から生まれる機会が拡大する一方で、その移行は複雑であり、綿密な戦略的検討が不可欠です。この急速に変化する分野を乗り切る一助として、Ashurstは「Nearing Net Zero」ポッドキャストシリーズを配信しています。本シリーズでは、パートナーのElena LambrosとDan Brownが、脱炭素化への取り組みを後押しする最新の規制および法制度の動向について詳しく解説・分析しています。以下に本ポッドキャストシリーズの各エピソードへのリンクを掲載しています。

- [エネルギー転換の実現と、対立を伴う課題への対応](#)
- [エネルギー転換および重要インフラの安全保障](#)
- [転換に向けた資金調達](#)
- [地域別注目点：オフショア風力発電の成長はどこで起こるのか？](#)
- [年末総括](#)
- [転換を左右するオーストラリアの政策および規制動向](#)
- [国が決定する貢献（NDC）とセクター別計画](#)

Game Changersシーズン3 ポッドキャスト

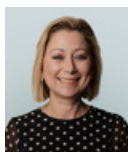
ネットゼロの達成に伴う経済的、社会的およびガバナンス上の課題は、時に極めて大きく、乗り越えることが困難に感じられることもあります。こうした背景のもと、Ashurstは「Game Changers」と題したポッドキャストシリーズを配信しています。本シリーズでは、イノベーションを通じてESG（環境・社会・ガバナンス）課題に対し、具体的な行動を起こし、ビジネスのあり方そのものを再構築している人々を取り上げています。持続可能で、責任ある、かつ技術的に先進的なソリューションを創出する最前線に立つ、先見性のあるリーダー、業界の専門家および変革の担い手たちにスポットライトを当てています。

本シリーズは、革新的なアプローチがいかに意義あるインパクトを生み出し、業務パフォーマンスの向上にもつながり得るかについて、リスナーの皆様にインスピレーションをお届けすることを目的としています。



エピソード		スキャン
シーズン3総括 – 私たちの対話を彩った重要なテーマ	システミックな気候リスクから現代奴隷制、資本配分から協働に至るまで – Game Changersシーズン3における核心的な洞察と印象的な場面を振り返ります。	
コミュニティ・エネルギーとよりスマートな系統接続の可能性	英国が150万戸の新築住宅建設を急ぐ中、系統容量の制約が進捗を妨げるおそれがあります。SNRGのClaire Reid氏をお招きし、コミュニティ・マイクログリッドがいかにその解決策となり得るかを解説します。	
オーストラリアにおける現代奴隷制との闘い	オーストラリア初の反奴隷制コミッショナーのChris Evans氏が、現代奴隷制の実態と、企業がインパクトのある対応をとるための方策を紐解きます。	
環境活動家Natalie Kyriacou氏との環境保全に関する対談	受賞歴のある環境活動家であり、慈善団体の代表、そして作家でもあるNatalie Kyriacou OAM氏をゲストとして迎え、ビジネス、政府、金融界がいかにして自然をより良く育むことができるかについて、率直な視点で語ります。	
長期的な気候レジリエンスに向けたオーストラリアの規制改革	リスク・規制・ガバナンスのコンサルタントであるDariel De Sousa博士が、オーストラリアおよび海外における気候リスク規制に関する広範な研究結果を紹介します。彼女の研究は、政策立案者や立法者が気候変動に直面する中で、私たちが依存する重要なシステムのレジリエンスを確保するために、規制をより効果的に行うためのいくつかの方策を示しています。	
廃棄物をデータ、行動、そして経済的エンパワーメントへと変える	もしプラスチック廃棄物が単なる汚染問題ではなく、市場の機能不全だとしたらどうでしょうか。Seven Clean Seasが持続可能性の経済的枠組みを再定義し、いかに持続的な変化を推進しているかをご紹介します。	
オックスフォード・プロパティーズのグローバル脱炭素戦略の内側	世界有数の不動産投資企業が、データを活用することで複雑なESG目標をいかに体系的かつ標準化されたアクションへと落とし込み、持続的な変化を実現しているかをご紹介します。	
より持続可能な未来に向けた銀行の取り組み	Sarah Lalor氏が、Commonwealth Bank Australiaがサステナビリティのあらゆる段階にある企業をどのように支援しているかについて、AshurstのElena Lambrosと対談します。	
テクノロジー、パートナーシップ等を通じたエネルギー転換の推進	Nishikant Gupta氏が、Conrad EnergyのESG戦略の各要素を一つの一貫した全体像へと統合する自身のアプローチを紹介します。	
スマートなESG戦略による気候変動に強い投資の構築	変化する気候と、ESGへの意識が高まる世代の期待に応えるため、責任投資がいかに再定義されつつあるかを探ります。	
気候変動対策のための資本	人々と地球に利益をもたらす長期的なソリューションへの資金提供におけるサステナブル投資の力強いインパクトについてお伝えします。	

お問い合わせ



エレナ・ランブロス
パートナー
リスクアドバイザー
T +61 7 3259 7007
M +61 478 198 178
elena.lambros@ashurstperkins.com



ミリアム・クレイナー
パートナー、シドニー
リスクアドバイザー
T +61 2 9258 6797
M +61 417 428 955
miriam.kleiner@ashurstperkins.com



アンドリュー・ゲイ
パートナー、パース
プロジェクト、エネルギー、環境・資源
T +61 8 9366 8145
andrew.gay@ashurstperkins.com



小川 夏子
パートナー、メルボルン
コーポレート・トランザクションズ
T +61 3 9679 3833
M +61 427 481 911
natsuko.ogawa@ashurstperkins.com



内藤 央真
パートナー、東京
プロジェクト、エネルギー、環境・資源
T +81 3 5405 6097
M +81 90 3083 2626
teruma.naito@ashurstperkins.com



ジェームス・クラーク
パートナー
紛争解決
T +61 3 9679 3093
M +61 478 274 903
james.clarke@ashurstperkins.com



ケイト・ウィルソン
パートナー、パース
リスクアドバイザー
T +61 8 9366 8714
M +61 481 191 900
kate.wilson@ashurstperkins.com



トニー・ヒル
共同プラクティス責任者
プロジェクト、エネルギー、環境・資源 (APAC)
T +61 2 9258 6185
M +61 418 404 280
tony.hill@ashurstperkins.com



アレクサンダー・ドミtrenko
オフィスマネージングパートナー、東京
紛争解決
T +81 3 5405 6210
M +81 80 8700 7944
alexander.dmitrenko@ashurstperkins.com



トレント・ドノヴァン=ウォレス
エグゼクティブ
ファースト・ネーションズ・アドバイザー
T +61 7 3259 7345
M +61 435 239 441
trent.donovan-wallace@ashurstperkins.com



Ashurst Perkins Coieグループは、Ashurst Perkins Coie UK LLP、Ashurst Perkins Coie US LLP、Ashurst Perkins Coie Australiaおよびそれぞれの関連会社により構成されています。関連会社には、「Ashurst Perkins Coie」の名称の使用またはAshurst Perkins Coieとの提携関係の表明を許可された独立した現地のパートナーシップ、会社またはその他の法人が含まれます。Ashurst Perkins Coieグループの一部のメンバーは有限責任事業体です。また、グループ内には法律サービスを提供するメンバーと、法律以外のサービスを提供するメンバーがあります。異なる法人が同一の法域で業務を行う場合もあります。各国においてどのAshurst Perkins Coieグループ法人が業務を行っているかについては、当グループのウェブサイト（www.ashurstperkinscoie.com）でご確認いただけます。

本資料は2026年5月時点の情報に基づくものであり、同日以降の法令、実務その他の動向は反映していません。また、本資料は、関連する法令又は実務の動向について包括的な検討を行うものではなく、記載された事項の全ての側面を網羅するものでもありません。本資料は一般的な情報提供のみを目的とするものであり、専門的助言を構成するものではありません。本資料の内容は、特定の事案又は事情を前提としたものではありません。具体的な案件については、適宜、専門家の助言を取得されることをお勧めいたします。本資料の全部又は一部について、Ashurst Perkins Coieの事前の書面による承諾なく複製又は転載することを禁じます。当事務所は、本資料の利用又はこれへの依拠により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

© Ashurst Perkins Coie 2026